

特定小売供給約款変更届出書

令和 8 年 9 月 28 日

沖 縄 電 力 株 式 会 社

特定小売供給約款変更届出書

沖電販販企発第6号
令和8年9月28日

経済産業大臣 赤澤 亮正 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目2番1号
沖 縄 電 力 株 式 会 社
代表取締役社長 横 田 哲
社長執行役員

改正法附則第18条第4項の規定により，次のとおり特定小売供給約款を変更したいので届け出ます。

変 更 の 内 容	別紙 特定小売供給約款のとおりであります。
実 施 期 日	令和8年11月1日

特定小売供給約款

令和8年11月1日実施



沖縄電力株式会社

沖電販販企発第 6 号

届 出

令和 8 年 9 月 28 日

特定小売供給約款

目 次

I	総 則	1
1	適 用	1
2	供給約款の届出および変更	1
3	定 義	1
4	単位および端数処理	3
5	実 施 細 目	3
II	契約の申込み	4
6	需給契約の申込み	4
7	需給契約の成立および契約期間	5
8	需 要 場 所	5
9	需給契約の単位	5
10	供 給 の 開 始	6
11	供 給 の 単 位	6
12	承 諾 の 限 界	6
13	需給契約書の作成	6
III	契約種別および料金	8
14	契 約 種 別	8
15	定 額 電 灯	9
16	従 量 電 灯	11
17	臨 時 電 灯	13
18	公 衆 街 路 灯	16
19	低 圧 電 力	19
20	臨 時 電 力	23
21	農 事 用 電 力	26

IV	料金の算定および支払い	28
22	料金の適用開始の時期	28
23	検 針 日	28
24	料金の算定期間	29
25	使用電力量の計量	29
26	料 金 の 算 定	31
27	日 割 計 算	32
28	料金の支払義務および支払期日	32
29	料金その他の支払方法	34
30	延 滞 利 息	35
31	保 証 金	36
V	使用および供給	38
32	適正契約の保持	38
33	力 率 の 保 持	38
34	需要場所への立入りによる業務の実施	38
35	電気の使用にともなうお客さまの協力	39
36	供 給 の 停 止	40
37	供給停止の解除	40
38	供給停止期間中の料金	41
39	違 約 金	41
40	供給の中止または使用の制限もしくは中止	41
41	制限または中止の料金割引	41
42	損害賠償の免責	43
43	設 備 の 賠 償	43
VI	契約の変更および終了	44
44	需給契約の変更	44

45	名 義 の 変 更	44
46	需給契約の廃止	44
47	需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工 事費の精算	44
48	解 約 等	47
49	需給契約消滅後の債権債務関係	48
VII	供給方法，工事および工事費の負担	49
50	供給方法および工事	49
51	工事費負担金等の申受けおよび精算	49
VIII	保 安	51
52	保 安 の 責 任	51
53	調 査	51
54	調査に対するお客さまの協力	51
55	保安に対するお客さまの協力	51
56	自家用電気工作物	52
附	則	53
別	表	58

I 総 則

1 適 用

(1) 当社が、当社または配電事業者が維持および運用する供給設備を介して特定需要に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この特定小売供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。

(2) この供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。

沖縄県

2 供給約款の届出および変更

(1) この供給約款は、電気事業法附則第 18 条第 4 項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。

(2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の特定小売供給約款によります。

3 定 義

次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 低 圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

(2) 電 灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(3) 小 型 機 器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(4) 動 力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(6) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(7) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(8) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(9) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(10) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

(11) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(12) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

4 単位および端数処理

この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1 ワットまたは1 ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力または臨時電力については、19（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が 0.5 キロワット以下となるときは、契約電力を 0.5 キロワットといたします。
- (3) 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、25（使用電力量の計量）(9)の場合の30分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。
- (4) 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実 施 細 目

この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客様が新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款および当社が定める託送供給等約款ならびにその他の供給条件等（以下「当社託送約款等」といいます。）またはお客様の需要場所を供給区域とする配電事業者（以下「当該配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「配電託送約款等」といい、当社託送約款等とあわせて「託送約款等」といいます。）における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約電力、発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法

- (2) 契約負荷設備および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客様から申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社または当該配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。
- (4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客様が保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じてい

たきます。

7 需給契約の成立および契約期間

(1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

(2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。

ニ お客さまの需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イ、ロおよびハにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

8 需 要 場 所

需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

(1) 1需要場所において、次の2以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1契約種別（(2)の場合は、2契約種別といたします。）

とをあわせて契約する場合

臨時電灯のうちの1契約種別、臨時電力、農事用電力

- (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯と低圧電力、または従量電灯と低圧電力とをあわせて契約する場合
- (3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当社または当該配電事業者が技術上、保安上適当と認めたとき。

10 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として、1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

12 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、当社または当該配電事業者の供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

13 需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とす

るときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 契約種別および料金

14 契 約 種 別

契約種別は，次のとおりといたします。

需 要 区 分	契 約 種 別	
電 灯 需 要	定 額 電 灯	
	従 量 電 灯	
	臨 時 電 灯	A
		B
	公 衆 街 路 灯	A
		B
電 力 需 要	低 圧 電 力	
	臨 時 電 力	
	農 事 用 電 力	

15 定 額 電 灯

(1) 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といいます。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといいます。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合には、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が81,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が81,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとした

します。

イ 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	66円22銭
---------	--------

ロ 電 灯 料 金

(イ) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	179円66銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	311円95銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	576円68銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	841円33銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1,370円67銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	1,370円67銭

(ロ) ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	489円98銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	912円94銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	912円94銭

16 従 量 電 灯

(1) 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 電灯または小型機器の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表4〔契約負荷設備の総容量の算定〕によって総容量を定めます。）に次の係数を乗じてえた値が50キロワット未満であること。

最初の50キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、イにより算定される値と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ハ 定額電灯を適用できないこと。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イおよびハに該当し、かつ、ロの値が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社または当該配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし，周波数は，標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料 金

料金は，その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 81,500 円を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 81,500 円を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は，別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

最低料金	1 契約につき最初の10キロワット時まで	767円82銭
電 力 量 料 金	10キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	42円06銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	47円60銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	49円58銭

17 臨 時 電 灯

(1) 臨 時 電 灯 A

イ 適 用 範 囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が1年未満の需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 料 金

料金は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって，1日につき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）

(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が81,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が81,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	17円75銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	35円49銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	35円49銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	354円92銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	354円92銭

ニ そ の 他

- (イ) 当社または当該配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Aを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものいたします。

(2) 臨時電灯 B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

(イ) 使用する電灯または小型機器について16（従量電灯）(1)イを適用した場合の値が50キロワット未満であること。

(ロ) 臨時電灯Aを適用できないこと。

ロ 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が81,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が81,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

最低料金	1契約につき最初の10キロワット時まで	927円35銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	54円53銭

ハ その他

(イ) 当社または当該配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしませ

ん。

- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Bを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯に準ずるものといたします。

18 公衆街路灯

(1) 公衆街路灯 A

イ 適用範囲

公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が1キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Bを適用することがあります。

ロ 料金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が81,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が81,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が

79,300 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 需 要 家 料 金

需要家料金は、1 月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	55円28銭
---------	--------

(ロ) 電 灯 料 金

a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの 1 灯につき	168円23銭
10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	294円36銭
20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	546円76銭
40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	799円12銭
60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	1,303円84銭
100ワットをこえる 1 灯につき100ワットまでごとに	1,303円84銭

b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 5「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 5「負荷設備の入力換算容量」によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につ

き 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量(入力といたします。
なお、出力で表示されている場合等は、別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。) に応じ 1 月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	453円57銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	852円99銭
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペアまでごとに	852円99銭

ハ そ の 他

(イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて 1 需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯 A を適用することがあります。

(ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 公衆街路灯 B

イ 適 用 範 囲

公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 使用する電灯または小型機器について 16 (従量電灯) (1)イを適用した場合の値が 50 キロワット未満であること。

(ロ) 公衆街路灯 A を適用できないこと。

ロ 料 金

料金は、その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された

再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 81,500 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 81,500 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

最 低 料 金	1 契約につき最初の10キロワット時まで	767円82銭
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	42円06銭

ハ そ の 他

(イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて 1 需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯 B を適用することがあります。

(ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯に準ずるものといたします。

19 低 圧 電 力

(1) 適 用 範 囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、使用する電灯

または小型機器について 16（従量電灯）（1）イを適用した場合の値と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロにおける使用する電灯または小型機器について 16（従量電灯）（1）イを適用した場合の値と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社または当該配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

（2）供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

（3）契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

（4）契 約 電 力

イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の（イ）の係数を乗じてえた値の合計に（ロ）の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表 7（契約電力の算定方法）に準じて算定し、（ロ）の係数を乗じないものといたします。

（イ）契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の 2 台の入力につき	100パーセント
	次の 2 台の入力につき	95パーセント
	上記以外のものの入力につき	90パーセント

(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 7（契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 81,500 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 81,500 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものと

し、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりいたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額いたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額いたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,521円95銭
-----------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	33円39銭	32円00銭

ハ 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表 6（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85 パーセントを上回る場合（(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を 5 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、基本料金を 5 パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、託送約款等に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては 90 パーセント、取り

付けてないものについては 80 パーセント、電熱器については 100 パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。

ニ そ の 他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。

この場合の力率は、85 パーセントとみなします。

(6) そ の 他

変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

20 臨 時 電 力

(1) 適 用 範 囲

動力を使用し、契約使用期間が 1 年未満の需要で、契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

(2) 契 約 電 力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

(3) 料 金

契約電力が、5 キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5 キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ 定額制供給の場合

料金は、次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 81,500 円を下

回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 81,500 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	324円42銭
---------------------	---------

ロ 従量制供給の場合

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 81,500 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 81,500 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって

算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき19（低圧電力）(5)イの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、19（低圧電力）(5)イの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比で按分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	40円09銭	38円42銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。

(4) そ の 他

イ 当社または当該配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

21 農 事 用 電 力

(1) 適 用 範 囲

農事用のかんがい排水のために、午後 9 時から翌日の午後 1 時までの時間に動力を使用する需要で、契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。

(2) 契 約 電 力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 81,500 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 81,500 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

イ 基 本 料 金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,081円95銭
-----------------	-----------

ロ 電 力 量 料 金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	30円37銭
-------------	--------

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。

(4) そ の 他

イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

ロ 専用の電路を施設し、直接契約負荷設備に接続していただきます。

ハ 当社または当該配電事業者は、当社または当該配電事業者の供給設備の状況等により、(1)の使用開始時刻を変更することがあります。ただし、この場合契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。

ニ 契約使用時間以外の時間は、当社または当該配電事業者は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。

ホ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

IV 料金の算定および支払い

22 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

23 検 針 日

検針日は、次により、当社または当該配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社または当該配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに当社または当該配電事業者が行ないます。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) 当社または当該配電事業者は、やむを得ない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。
- (4) 当社または当該配電事業者は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。

イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ その他特別の事情がある場合

- (5) (4)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さま

の属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。

- (6) (4)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

24 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 定額制供給の場合または 25（使用電力量の計量）(7)の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

25 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに(5)および(6)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いitします。

イ 23（検針日）(2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いitします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数

に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

なお、託送約款等に定める記録型計量器で計量する場合で、計量値を確認できるときは、その値により、精算いたします。

- ロ 23（検針日）(5)の場合、需給開始の日から次の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

なお、託送約款等に定める記録型計量器で計量する場合で、計量値を確認できるときは、その値によります。

- ハ 23（検針日）(6)の場合の使用電力量は、原則として前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

なお、託送約款等に定める記録型計量器で計量する場合で、計量値を確認できるときは、その値により、精算いたします。

- (2) 計量器の読みは、次によります。

イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。

ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、託送約款等に定める記録型計量器により計量する場合は、最小位までといたします。

ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。

- (3) 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

- (4) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

- (5) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、(6)の場合を除き、取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)または(9)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。
- (6) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (7) 従量制供給のお客さまについて、検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (8) 記録型計量器により計量する場合は、記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。
- (9) (1)にかかわらず、使用電力量は託送約款等に定める接続供給電力量（原則として、30分ごとに計量されるものといたします。）とすることがあります。この場合、料金の算定期間の使用電力量は、(1)イ、ロ、ハおよび(6)の場合を除き、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、需給契約が消滅した場合は、原則として直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。

26 料 金 の 算 定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
- イ 電気の供給を開始し、再開し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
- ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電力、供給電圧、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- ハ 24（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。

- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

27 日 割 計 算

- (1) 当社は、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。

イ 基本料金、最低料金、定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別表 8（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 8（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし、従量電灯、臨時電灯 B および公衆街路灯 B の料金適用上の電力量区分については、別表 8（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 8（日割計算の基本算式）(1)ニにより算定いたします。

ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

- (2) 26（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。

また、26（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

- (3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表 8（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

- (4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

28 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客様の料金の支払義務は、次の日に発生いたします。

イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、23（検針日）(5)の場合の料金または25（使用電力量の計量）(1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、25（使用電力量の計量）(6)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。

なお、25（使用電力量の計量）(7)の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

ロ 定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の場合は、契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。

ハ 29（料金その他の支払方法）(6)の場合は、当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。

ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、当社が計量値の確認を行なった日または当社が当該配電事業者から検針の結果を受領した日といたします。

(2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。

(3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。

ただし、当社または当該配電事業者が検針の基準となる日に先だつて実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

(4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この

場合のそれぞれの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。

29 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ニ 当社が請求情報および支払方法を電磁的方法（お客さまに携帯電話番号へショートメッセージを送信する方法等）を用いてお客さまに通知し、お客さまが通知された支払方法によって料金を支払われる場合は、当社が指定した方法によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

- (2) お客さまが料金を(1)イ、ロ、ハまたはニにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金とその金融機関等に払い込まれたとき。

ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金とそのクレジット会社により当社

が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

ニ (1)ニにより支払われる場合は、お客さまが当社の通知した支払方法による支払い手続きを完了したとき。

(3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法人（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社等が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(5) 23（検針日）(5)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

(6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

(7) 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

なお、当社は、前受金について利息を付しません。

(8) 臨時電灯および臨時電力については、当社は、従量制供給の場合は予納金を、定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には、これらは使用に先だって支払っていただきます。

なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。

また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。

30 延 滞 利 息

(1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、

(2)の場合を除き、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を 29 (料金その他の支払方法) (1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して 10 日以内に支払われた場合は、この限りではありません。

(2) 46 (需給契約の廃止) (2)または 48 (解約等) によって需給契約が消滅した場合または需給契約を解約した場合は、消滅日または解約日においてお客さまが支払期日を経過してなお支払われていない料金について、支払期日の翌日から消滅日または解約日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、消滅日または解約日が支払期日の翌日から起算して 10 日以内である場合は、この限りではありません。

(3) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額 (消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。) から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額 (以下「延滞利息対象額」といいます。) に年 10 パーセントの割合 (閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。) を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

(4) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金 ((2)の場合は、消滅日または解約日以降に支払義務が発生する料金といたします。) とあわせて支払っていただきます。

31 保 証 金

(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の 3 月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払わないことが予想される場合

(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

(3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。

なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。

(4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、充当後の残額はお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

(5) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。

V 使用および供給

32 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

33 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として、電灯契約のお客さまについては 90 パーセント以上、その他のお客さまについては 85 パーセント以上に保持していただきます。
- (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2 以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、託送約款等に定めるところにより、取り付けていただきます。

34 需要場所への立入りによる業務の実施

- (1) 当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

イ 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

ロ その他この供給約款によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要業務

(2) 当社または当該配電事業者は、36（供給の停止）(2)もしくは(3)により必要な処置を実施するため、または託送約款等に定めるところにより、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

35 電気の使用にともなうお客さまの協力

(1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社、当該配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、当社または当該配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

(2) お客さまが発電設備等を当社または当該配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等にしたいがい、当社または当該配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

36 供給の停止

(1) 託送約款等に定めるところにより、当社または当該配電事業者は、電気の供給を停止することがあります。

(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

(3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ハ 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。

ニ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。

ホ 農事用電力の場合で、契約使用時間以外の時間に電気を使用されたとき。

ヘ 34（需要場所への立入りによる業務の実施）(1)に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

ト お客さまがその他この供給約款に反した場合

37 供給停止の解除

36（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止し

た場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、託送約款等に定めるところにより、当社または当該配電事業者は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

38 供給停止期間中の料金

36（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を 27（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯および公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。

39 違 約 金

- (1) お客さまが 36（供給の停止）(3)イからホまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内に当社が決定した期間といたします。

40 供給の中止または使用の制限もしくは中止

託送約款等に定めるところにより、当社または当該配電事業者は、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

41 制限または中止の料金割引

- (1) 当社は、40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって、定額

電灯、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。

イ 割引の対象

定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金、その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし、従量電灯の場合は最低料金および最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金といたします。）といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

ロ 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

ハ 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。

- (2) (1)による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社または当該配電事業者がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、料金の算定期間の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。
- (3) 臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。ただし、農事用電力の割引対象時間は、その契約使用時間といたします。

42 損害賠償の免責

- (1) 40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 48（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

43 設 備 の 賠 償

- (1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。
 - イ 修理可能の場合
修理費
 - ロ 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額
- (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

VI 契約の変更および終了

44 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

45 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

46 需給契約の廃止

(1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当社または当該配電事業者は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

(2) 需給契約は、48（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社または当該配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

47 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算

お客さま（定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯および臨時電力のお

客さまを除きます。)が、契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、当社または当該配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

(1) 契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合

イ 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

ロ 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について、次の金額を申し受けます。

(イ) 当社託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ロ) 当該配電事業者から配電託送約款等に定めるところにより、当社が工事費の精算に係る請求を受けた場合はその金額

(2) 契約電力を増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合

イ 当社は、お客さまが契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、契約電力を増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社は、お客さまが契約電力を増加されたことにともない新たに施設し

た供給設備について、次の金額を申し受けます。

(イ) 当社託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ロ) 当該配電事業者から配電託送約款等に定めるところにより、当社が工事費の精算に係る請求を受けた場合はその金額

(3) 契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合

イ 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社は、供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について、(イ)および(ロ)の金額を申し受けます。

なお、減少にともない供給電圧を変更する場合は、お客さまが契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について、(イ)および(ロ)の金額を申し受けます。

(イ) 当社託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ロ) 当該配電事業者から配電託送約款等に定めるところにより、当社が工事費の精算に係る請求を受けた場合はその金額

(ハ) 当社託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と新たに設定されたことにともない既に申し受けた工事費負担金との差額

(4) 契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで契約電力を減少しようとする場合

イ 当社は、お客さまが契約電力を増加された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分（減少される日以降の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分（減少後の契約電力が増加前の契約電力を下回る場合は、増加前の契約電力を上回る契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社は、供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について、(イ)および(ロ)の金額を申し受けます。

なお、減少にともない供給電圧を変更する場合は、お客さまが契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について(ロ)および(ハ)の金額を申し受けます。

(イ) 当社託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額

(ロ) 当該配電事業者から配電託送約款等に定めるところにより、当社が工事費の精算に係る請求を受けた場合はその金額

(ハ) 当社託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と増加にともない既に申し受けた工事費負担金との差額

48 解 約 等

(1) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または

当該配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

- (2) お客さまが、46（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

49 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VII 供給方法，工事および工事費の負担

50 供給方法および工事

- (1) 電気の需給地点は，当社または当該配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) その他の供給方法および工事は，託送約款等に定めるところによるものといたします。

51 工事費負担金等の申受けおよび精算

- (1) お客さまの需要場所が当社の供給区域に属する場合
 - イ 当社は，当社託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，臨時工事費，費用の実費または実費相当額等（以下「工事費負担金等」といいます。）を算定し，その金額を原則として工事着手前に申し受けます。
 - ロ 当社託送約款等に定めるところにより，工事費負担金等の精算を行なう場合は，すみやかに精算するものといたします。
 - ハ お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は，当社は，当社託送約款等に定めるところにより，要した費用の実費を申し受けます。
 - ニ 当社託送約款等に定めるところにより，契約者の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。
- (2) お客さまの需要場所が当該配電事業者の供給区域に属する場合
 - イ 当社が当該配電事業者から，配電託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事費負担金等の請求を受けた場合は，当社は，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。
 - ロ 当社が当該配電事業者から，配電託送約款等に定めるところにより，工事完成后，工事費負担金等の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。

- ハ お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で、当社が当該配電事業者から、配電託送約款等に定めるところにより、費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、その金額をお客さまから申し受けます。
- ニ 配電託送約款等に定めるところにより、当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。
- (3) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。

VIII 保 安

52 保 安 の 責 任

当社または当該配電事業者は、託送約款等に定めるところにより、需給地点に至るまでの供給設備（当社または当該配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物について、保安の責任を負います。

53 調 査

当社または当該配電事業者は、法令および託送約款等に定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

54 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社、当該配電事業者または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。
- (2) 託送約款等に定めるところにより、当社または当該配電事業者が、53（調査）により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

55 保安に対するお客さまの協力

- (1) 託送約款等に定めるところにより、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社または当該配電事業者へ通知していただきます。この場合には、当社または当該配電事業者は、ただちに適切な処置をいたします。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社または当該配電事業

者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

- (2) お客さまが当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置，変更または修繕工事をされる場合は，あらかじめその内容を当社または当該配電事業者へ通知していただきます。また，物件の設置，変更または修繕工事をされた後，その物件が当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には，すみやかにその内容を当社または当該配電事業者へ通知していただきます。これらの場合において，保安上とくに必要があるときには，当社または当該配電事業者は，お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

56 自家用電気工作物

お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については，この供給約款のうち次のものは，適用いたしません。

- (1) 53（調査）
- (2) 54（調査に対するお客さまの協力）

附 則

附 則

1 この供給約款の実施期日

この供給約款は、令和8年11月1日から実施いたします。

2 ちゅらクック割引（電化厨房住宅契約）についての特別措置

(1) 適 用 範 囲

従量電灯として電気の供給を受け、電磁誘導加熱調理器等の定格電圧 200 ボルトのクッキングヒーター（以下「クッキングヒーター」といいます。）を据え付けて使用する需要で、お客さまがこの特別措置の適用を希望される場合に、当分の間、適用いたします。

(2) 料 金

各月の料金は、従量電灯によって料金として算定された金額からイによって算定されたちゅらクック割引額を差し引いたものといたします。ただし、従量電灯によって料金として算定された金額から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額およびイによって算定されたちゅらクック割引額を差し引いてえた金額が 16（従量電灯）(4)に定める最低料金を下回る場合は、16（従量電灯）(4)に定める最低料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額の合計といたします。

イ ちゅらクック割引額（電化厨房住宅割引額）

ちゅらクック割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額がハに定めるちゅらクック割引上限額を上回る場合のちゅらクック割引額は、ハに定めるちゅらクック割引上限額といたします。

$$\text{ちゅらクック割引額} = \text{ロの割引対象額} \times 3 \text{ パーセント}$$

ロ 割 引 対 象 額

割引対象額は、その1月の使用電力量に 16（従量電灯）(4)によって算定された最低料金と電力量料金の合計といたします。

ハ ちゅらクック割引上限額

1 契約につき	550円00銭
---------	---------

(3) そ の 他

イ ちゅらクック割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社がクッキングヒーターの取付けを確認した日以降の料金について適用いたします。

ロ 当社は、クッキングヒーターの機能を確認させていただきます。この場合、当社は、当該クッキングヒーターの機能を確認するために、必要に応じてお客さまからクッキングヒーターに関する資料を提出していただきます。

ハ お客さまがクッキングヒーターを取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

ニ お客さまが無断でクッキングヒーターを取り外された場合は、違約金を申し受けます。

なお、この場合の違約金は、39（違約金）に準じて算定するものいたします。

ホ 当社は、27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、ちゅらクック割引上限額の日割計算は、(4)（ちゅらクック割引上限額の日割計算の基本算式）によるものいたします。

ヘ 26（料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算をするときには、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。

ト その他の事項については、従量電灯にかかわる規定を準用するものいたします。

(4) ちゅらクック割引上限額の日割計算の基本算式

イ ちゅらクック割引上限額を日割りする場合

$$\text{ちゅらクック割引上限額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ロ 26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、イの

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦 日 数}}$$

といたします。

3 供給停止についての特別措置

次の地域については、36（供給の停止）(2)イおよびロにかかわらず、当分の間、お客さまが料金および他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに 30 日経過してなお支払われない場合に、電気の供給を停止することがあるものといたします。

うるま市勝連津堅

南城市知念字久高

本部町字瀬底（水納島）

伊 江 村

伊 平 屋 村

伊 是 名 村

渡 嘉 敷 村

座 間 味 村

4 延滞利息についての特別措置

延滞利息は、30（延滞利息）(3)で算定した金額にかかわらず、当分の間、延滞利息対象額に 3 パーセントを乗じて算定してえた金額をこえないものといたします。

5 災害救助法が適用された場合等の特別措置

令和 7 年 4 月 1 日以降に当社の供給区域において災害が発生し、原則として災害発生日から 1 年以内に、当社の供給区域内の地域が災害救助法第 2 条第 3 項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合、または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 2 条第 1 項に定める激甚

災害として指定され、当社の供給区域内の地域がその対象地域となった場合で、災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から6月後の月の末日までに、当該災害により被害を受けたお客さま（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域のお客さまに限ります。）の需要場所に係る需給契約についてお客さまからこの特別措置の適用の申出があるときの電気料金その他の供給条件は次のとおりといたします。

なお、当社は、お客さまからこの特別措置の適用の申出を受けた場合、必要に応じて、り災証明書等を提出していただきます。

- (1) 災害により被害を受けたお客さまの料金について、災害発生日が属する月の前月の料金の支払期日（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。）および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を、それぞれ1ヵ月延長いたします。
- (2) 災害により被害を受けたお客さまの需要場所において、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には、お客さまの料金を、26（料金の算定）にかかわらず、災害発生日が属する料金計算月の次の料金計算月から6月に限り、免除いたします。
- (3) 災害により被害を受けたお客さまの需要場所において、次のいずれかに該当する場合、51（工事費負担金等の申受けおよび精算）にかかわらず、工事費負担金等の申受けについては、託送約款等によるものといたします。

イ 災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用されず、需給契約を廃止された後、お客さまが新たに当該需要場所にて災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに需給契約の申込みを行なわれた場合で、かつ、その申込みが災害により被害を受けたときの当該需要場所における契約負荷設備または契約電力をこえない場合

ロ 再建等のため、お客さまが新たに当該需要場所にて災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに臨時電灯または臨時電力の需給契約の申込みを行なわれた場合

ハ 再建等のため、お客さまが災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに引込線、計量器、その付属装置、区分装置および通信設備等の取付位

置の変更の申込みを行なわれた場合で、かつ、その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一である場合

- (4) 災害により被害を受けた低圧電力、臨時電力および農事用電力のお客さまの需要場所において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、26（料金の算定）にかかわらず、災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を申し受けません。
- (5) その他の事項については、本則に準ずるものといたします。

6 この供給約款の実施等にもなう切替措置

この供給約款実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、26（料金の算定）および27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

別 表

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめインターネット等により、お客さまにお知らせいたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯 A

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に

定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

b 臨時電灯 A および臨時電力

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

(㌒) 従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯、臨時電灯 B および公衆街路灯 B のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の10キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(イ) (㌒)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(㌒) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)

という検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。
ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

2 燃 料 費 調 整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0065$$

$$\beta = 0.1632$$

$$\gamma = 1.1152$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値と

いたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (81,500 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円を上回り、かつ、122,300 円以下の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 81,500 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 122,300 円を上回る場合
平均燃料価格は、122,300 円といたします。

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (122,300 \text{ 円} - 81,500 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2) の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ) の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間

(ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

二 燃料費調整額

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯 A

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯 A および臨時電力

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯、臨時電灯 B および公衆街路灯 B のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 10 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	1円05銭9厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	2円11銭9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	4円23銭8厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	6円35銭7厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	10円59銭5厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまで ごとに	10円59銭5厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	3円16銭5厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアま での1機器につき	6円32銭9厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100 ボルトアンペアまでごとに	6円32銭9厘

(ロ) 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	8銭6厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの場合	17銭1厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペア までの場合100ボルトアンペアまでごとに	17銭1厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアン ペアまでの場合	1円70銭7厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトア ンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円70銭7厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円79銭5厘
-----------------	---------

ロ 従量制供給の場合

(イ) 従量電灯，臨時電灯 B および公衆街路灯 B

基準単価は，次のとおりといたします。

最低料金	1 契約につき最初の10キロワット時まで	2円72銭8厘
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	27銭3厘

(ロ) (イ) 以外の場合

基準単価は，次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	27銭3厘
-------------	-------

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は，(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格，1 トン当たりの平均液化天然ガス価格，1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価をインターネット等により，お客さまへお知らせいたします。

3 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，離島平均燃料価格は，100 円単位とし，100 円未満の端数は，10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの
平均原油価格

$$\alpha = 1.0000$$

なお，各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平

均原油価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$(79,300 \text{ 円} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が79,300円を上回り、かつ、119,000円以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$(\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が119,000円を上回る場合
離島平均燃料価格は、119,000円といたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$(119,000 \text{ 円} - 79,300 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の離島基準単価}}{1,000}$$

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス 調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの 期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針 日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの 期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針 日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの 期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針 日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの 期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針 日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの 期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針 日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの 期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針 日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの 期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針 日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの 期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月 の検針日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの 期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日 の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの 期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日 の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日 までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日 の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日 までの期間（翌年が閏年となる場合 は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日 の前日までの期間

(ロ) 定額制供給の場合は、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

ニ 離島ユニバーサルサービス調整額

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯 A

離島ユニバーサルサービス調整額は、ロによって算定された各契約
負荷設備ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価の合計といたしま
す。

b 臨時電灯 A および臨時電力

離島ユニバーサルサービス調整額は、ロによって算定された各契約
種別ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

離島ユニバーサルサービス調整額は、その 1 月の使用電力量にロによ
って算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いた
します。ただし、従量電灯、臨時電灯 B および公衆街路灯 B のお客さま
については、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される離島ユ
ニバーサルサービス調整単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 10 キロワット時
までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたし
ます。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

離島基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといた
します。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	10銭2厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	20銭6厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	41銭0厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	61銭6厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	1円02銭6厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	1円02銭6厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	30銭6厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	61銭3厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	61銭3厘

(ロ) 臨時電灯 A

離島基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	8厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1銭7厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1銭7厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	16銭5厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	16銭5厘

(ハ) 臨時電力

離島基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の離島基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の離島基準単価の半額といたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	17 銭 3 厘
---------------------	----------

ロ 従量制供給の場合

(イ) 従量電灯，臨時電灯 B および公衆街路灯 B

離島基準単価は，次のとおりといたします。

最低料金	1 契約につき最初の 10 キロワット時まで	26 銭 4 厘
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	2 銭 6 厘

(ロ) (イ) 以外の場合

離島基準単価は，次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	2 銭 6 厘
-------------	---------

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ

当社は，(1) イの各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および(1) ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をインターネット等により，お客さまへお知らせいたします。

4 契約負荷設備の総容量の算定

(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は，次によって算定された値にもとづき，契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量(入力)といたします。この場合，最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量(入力)に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(イ) 住宅，アパート，寮，病院，学校および寺院

1 差込口につき 50 ワット

(ロ) (イ)以外の場合

1 差込口につき 100 ワット

(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。

5 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ け い 光 灯

	換 算 容 量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
高 力 率 型	管灯の定格消費電力 (ワット) × 150パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット) × 125パーセント
低 力 率 型	管灯の定格消費電力 (ワット) × 200パーセント	

ロ ネ オン 管 灯

2 次 電 圧 (ボルト)	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ ス リ ー ム ラ イ ン ラ ンプ

管の長さ (ミリメートル)	換 算 容 量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
999以下	40	40
1,149 "	60	60
1,556 "	70	70
1,759 "	80	80
2,368 "	100	100

ニ 水 銀 灯

出 力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
40以下	60	130	50
60 "	80	170	70
80 "	100	190	90
100 "	150	200	130
125 "	160	290	145
200 "	250	400	230
250 "	300	500	270
300 "	350	550	325
400 "	500	750	435
700 "	800	1,200	735
1,000 "	1,200	1,750	1,005

(2) 誘 導 電 動 機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量 (入力 [キロワット])

は、換算率 100.0 パーセントを乗じたものとしたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりとしたします。

出力（ワット）	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
35以下	—	160	出力（ワット） × 133.0 パーセント
45 "	—	180	
65 "	—	230	
100 "	250	350	
200 "	400	550	
400 "	600	850	
550 "	900	1, 200	
750 "	1, 000	1, 400	

ロ 3相誘導電動機

換算容量（入力〔キロワット〕）		
出力（馬力）	×	93.3パーセント
出力（キロワット）	×	125.0パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別 (携帯型および移動型を含みます。)	最高定格管電圧 (キロボルトピーク)	管 電 流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量 (入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格1次最大入力(キロボルトアンペア)の値といたします。
診察用装置	95キロボルトピーク以下	20 ミリアンペア以下	1
		20 ミリアンペア超過 30 ミリアンペア以下	1.5
		30 " 50 "	2
		50 " 100 "	3
		100 " 200 "	4
		200 " 300 "	5
		300 " 500 "	7.5
		500 " 1,000 "	10
	95キロボルトピーク超過 100キロボルトピーク以下	200 ミリアンペア以下	5
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	6
		300 " 500 "	8
		500 " 1,000 "	13.5
	100キロボルトピーク超過 125キロボルトピーク以下	500 ミリアンペア以下	9.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	16
	125キロボルトピーク超過 150キロボルトピーク以下	500 ミリアンペア以下	11
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式診察用装置		コンデンサ容量	
		0.75 マイクロファラッド以下	1
		0.75 マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド以下	2
		1.5 " 3 "	3

(4) 電 気 溶 接 機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

$$\begin{aligned} \text{入力（キロワット）} &= \text{最大定格1次入力（キロボルトアンペア）} \\ &\times 70 \text{ パーセント} \end{aligned}$$

ロ イ以外の場合

$$\begin{aligned} \text{入力（キロワット）} &= \text{実測した1次入力（キロボルトアンペア）} \\ &\times 70 \text{ パーセント} \end{aligned}$$

(5) そ の 他

イ (1), (2), (3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算

容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

6 加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{\frac{100}{\text{パーセント}} \times \left\{ \begin{array}{c} \text{電熱器} \\ \text{総容量} \end{array} \right\} + \frac{90}{\text{パーセント}} \times \left\{ \begin{array}{c} \text{力率90パーセント} \\ \text{の機器総容量} \end{array} \right\} + \frac{80}{\text{パーセント}} \times \left\{ \begin{array}{c} \text{力率80パーセント} \\ \text{の機器総容量} \end{array} \right\}}{\text{機 器 総 容 量}}$$

7 契約電力の算定方法

19（低圧電力）（4）ロの場合の契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100 パーセントといたします。）を乗じます。

（1）供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧 100 ボルトもしくは200 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

（2）供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

8 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金、最低料金、定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ロ 従量電灯、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bの料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(イ) 従 量 電 灯

$$\text{最低料金適用電力量} = 10 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 110 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、10キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キ

ロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) 臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

$$\text{最低料金適用電力量} = 10 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

(ハ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ニ) 26 (料金の算定) (1)ハに該当する場合は、(イ)および(ロ)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \quad \text{は、} \quad \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。

ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(イ) 26 (料金の算定) (1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 26 (料金の算定) (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、低圧電力および臨時電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数（停止期間中の日数を除きます。）に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

ニ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能

エネルギー発電促進賦課金を除きます。)を算定する場合

(イ) 26 (料金の算定) (1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 26 (料金の算定) (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) 定額制供給の場合または 25 (使用電力量の計量) (7)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日(開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。)の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日(消滅日の前日が

含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。)の属する月の日数といたします。

- (5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置
に関する省令第25条の規定に基づく添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 特定小売供給約款の変更の内容および新旧比較表
- 3 みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則様式第19から第22までにより作成した書類

(様式第19) 特殊変動額総括表

(様式第19の2) 特殊送配電非関連費明細表

(様式第20) 特殊送配電関連費等計算表

(様式第21) 特殊原価等集計表

(様式第22) 特殊変動費と料金収入の変動分の比較表

沖縄電力株式会社

1 変 更 を 必 要 と す る 理 由

変更を必要とする理由

このたび当社は、令和8年9月11日に届出された各一般送配電事業者の託送供給等約款の見直しにともない、一般送配電事業者等に支払うべき料金の額の増加に対応すべく新たな料金率を設定することといたしました。

つきましては、改正法附則第18条第4項の規定にもとづき、ここに特定小売供給約款の変更を届け出る次第であります。

2 特定小売供給約款の変更の内容および新旧比較表

特定小売供給約款の変更の内容

改正法附則第18条第4項の規定にもとづき届け出る特定小売供給約款の変更につきましては、託送料金の見直しを料金率に反映するために必要となる変更を行ないました。

特定小売供給約款 新 旧 比 較 表

特定小売供給約款（2026. 4 実施）（現）	特定小売供給約款（2026. 11 実施）（新）
I 総 則 1 適 用 (1) 当社が、当社または配電事業者が維持および運用する供給設備を介して特定需要に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この特定小売供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。 (2) この供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。 沖縄県	I 総 則 1 適 用 (1) 当社が、当社または配電事業者が維持および運用する供給設備を介して特定需要に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この特定小売供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。 (2) この供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。 沖縄県
2 供給約款の届出および変更 (1) この供給約款は、電気事業法附則第 16 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第 19 条第 4 項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。 (2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の特定小売供給約款によります。	2 供給約款の届出および変更 (1) この供給約款は、電気事業法附則第 18 条第 4 項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。 (2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の特定小売供給約款によります。
3 定 義 次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (1) 低 圧 標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。 (2) 電 灯 白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。 (3) 小 型 機 器 主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。 (4) 動 力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。 (5) 契約負荷設備 契約上使用できる負荷設備をいいます。 (6) 契約主開閉器 契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。 (7) 契 約 電 力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。 (8) 夏 季 毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。 (9) そ の 他 季 毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。 (10) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。 (11) 貿 易 統 計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。	3 定 義 次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (1) 低 圧 標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。 (2) 電 灯 白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。 (3) 小 型 機 器 主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。 (4) 動 力 電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。 (5) 契約負荷設備 契約上使用できる負荷設備をいいます。 (6) 契約主開閉器 契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。 (7) 契 約 電 力 契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。 (8) 夏 季 毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。 (9) そ の 他 季 毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。 (10) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。 (11) 貿 易 統 計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。

特定小売供給約款 新 旧 比 較 表

特定小売供給約款（2026. 4 実施）（現）	特定小売供給約款（2026. 11 実施）（新）
(12) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。	(12) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。
4 単位および端数処理 この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。 (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。 (2) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力または臨時電力については、19（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。 (3) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、25（使用電力量の計量）(9)の場合の30分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。 (4) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。 (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。	4 単位および端数処理 この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。 (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。 (2) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力または臨時電力については、19（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。 (3) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、25（使用電力量の計量）(9)の場合の30分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。 (4) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。 (5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。
5 実 施 細 目 この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。	5 実 施 細 目 この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

特定小売供給約款 新 旧 比 較 表

特定小売供給約款（2026. 4 実施）（現）	特定小売供給約款（2026. 11 実施）（新）
Ⅱ 契約の申込み 6 需給契約の申込み (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款および当社が定める託送供給等約款ならびにその他の供給条件等（以下「当社託送約款等」といいます。）またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者（以下「当該配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「配電託送約款等」といい、当社託送約款等とあわせて「託送約款等」といいます。）における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。 契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約電力、発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法 (2) 契約負荷設備および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。 (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社または当該配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。 (4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。	Ⅱ 契約の申込み 6 需給契約の申込み (1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款および当社が定める託送供給等約款ならびにその他の供給条件等（以下「当社託送約款等」といいます。）またはお客さまの需要場所を供給区域とする配電事業者（以下「当該配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「配電託送約款等」といい、当社託送約款等とあわせて「託送約款等」といいます。）における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。 契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約電力、発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます。）、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法 (2) 契約負荷設備および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。 (3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社または当該配電事業者の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。 (4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
7 需給契約の成立および契約期間 (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。 (2) 契約期間は、次によります。 イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。 ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 ハ 臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。 ニ お客さまの需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イ、ロおよびハにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。	7 需給契約の成立および契約期間 (1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。 (2) 契約期間は、次によります。 イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。 ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。 ハ 臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。 ニ お客さまの需要場所が、電気事業法第20条の2第1項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、イ、ロおよびハにかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第2条第1項第8号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

特定小売供給約款 新 旧 比 較 表

特定小売供給約款（2026. 4 実施）（現）	特定小売供給約款（2026. 11 実施）（新）
8 需 要 場 所 需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。	8 需 要 場 所 需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。
9 需給契約の単位 当社は、次の場合を除き、1 需要場所について1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。 (1) 1 需要場所において、次の2 以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1 契約種別（(2)の場合は、2 契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合 臨時電灯のうちの1 契約種別、臨時電力、農事用電力 (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯と低圧電力、または従量電灯と低圧電力とをあわせて契約する場合 (3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当社または当該配電事業者が技術上、保安上適当と認めたとき。	9 需給契約の単位 当社は、次の場合を除き、1 需要場所について1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。 (1) 1 需要場所において、次の2 以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1 契約種別（(2)の場合は、2 契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合 臨時電灯のうちの1 契約種別、臨時電力、農事用電力 (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯と低圧電力、または従量電灯と低圧電力とをあわせて契約する場合 (3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当社または当該配電事業者が技術上、保安上適当と認めたとき。
10 供 給 の 開 始 (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。 (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。	10 供 給 の 開 始 (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。 (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。
11 供 給 の 単 位 当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給いたします。	11 供 給 の 単 位 当社は、託送約款等に定めるところにより、原則として、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給いたします。
12 承 諾 の 限 界 当社は、法令、電気の需給状況、当社または当該配電事業者の供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。	12 承 諾 の 限 界 当社は、法令、電気の需給状況、当社または当該配電事業者の供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。
13 需給契約書の作成 特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。	13 需給契約書の作成 特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

特定小売供給約款 新 旧 比 較 表

特定小売供給約款（2026. 4 実施）（現）			特定小売供給約款（2026. 11 実施）（新）		
Ⅲ 契約種別および料金			Ⅲ 契約種別および料金		
14 契 約 種 別 契約種別は、次のとおりといたします。			14 契 約 種 別 契約種別は、次のとおりといたします。		
需 要 区 分		契 約 種 別	需 要 区 分		契 約 種 別
電 灯 需 要	定 額 電 灯		電 灯 需 要	定 額 電 灯	
	従 量 電 灯			従 量 電 灯	
	臨 時 電 灯	A		臨 時 電 灯	A
		B			B
	公 衆 街 路 灯	A		公 衆 街 路 灯	A
		B			B
電 力 需 要	低 圧 電 力		電 力 需 要	低 圧 電 力	
	臨 時 電 力			臨 時 電 力	
	農 事 用 電 力			農 事 用 電 力	
15 定 額 電 灯 (1) 適 用 範 囲 電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が 400 ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。			15 定 額 電 灯 (1) 適 用 範 囲 電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が 400 ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。		
(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合には、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。			(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合には、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。		
(3) 契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。			(3) 契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。		
(4) 料 金 料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 81,500 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニに			(4) 料 金 料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 81,500 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニに		

特定小売供給約款 新 旧 比 較 表

特定小売供給約款（2026. 4 実施）（現）	特定小売供給約款（2026. 11 実施）（新）																																				
よって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 81,500 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 イ 需 要 家 料 金 需要家料金は、 1 月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>1 契約につき</td><td>66円00銭</td></tr></table> ロ 電 灯 料 金 (イ) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>10ワットまでの 1 灯につき</td><td>171円22銭</td></tr><tr><td>10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき</td><td>295円09銭</td></tr><tr><td>20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき</td><td>542円93銭</td></tr><tr><td>40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき</td><td>790円71銭</td></tr><tr><td>60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき</td><td>1,286円31銭</td></tr><tr><td>100ワットをこえる 1 灯につき100ワットまでごとに</td><td>1,286円31銭</td></tr></table> (ロ) ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 (ハ) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 ハ 小 型 機 器 料 金 小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ 1 月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>50ボルトアンペアまでの 1 機器につき</td><td>464円81銭</td></tr><tr><td>50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき</td><td>862円60銭</td></tr></table>	1 契約につき	66円00銭	10ワットまでの 1 灯につき	171円22銭	10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	295円09銭	20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	542円93銭	40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	790円71銭	60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	1,286円31銭	100ワットをこえる 1 灯につき100ワットまでごとに	1,286円31銭	50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	464円81銭	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	862円60銭	よって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 81,500 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 イ 需 要 家 料 金 需要家料金は、 1 月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>1 契約につき</td><td>66円22銭</td></tr></table> ロ 電 灯 料 金 (イ) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>10ワットまでの 1 灯につき</td><td>179円66銭</td></tr><tr><td>10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき</td><td>311円95銭</td></tr><tr><td>20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき</td><td>576円68銭</td></tr><tr><td>40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき</td><td>841円33銭</td></tr><tr><td>60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき</td><td>1,370円67銭</td></tr><tr><td>100ワットをこえる 1 灯につき100ワットまでごとに</td><td>1,370円67銭</td></tr></table> (ロ) ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 (ハ) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 ハ 小 型 機 器 料 金 小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ 1 月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>50ボルトアンペアまでの 1 機器につき</td><td>489円98銭</td></tr><tr><td>50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき</td><td>912円94銭</td></tr></table>	1 契約につき	66円22銭	10ワットまでの 1 灯につき	179円66銭	10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	311円95銭	20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	576円68銭	40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	841円33銭	60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	1,370円67銭	100ワットをこえる 1 灯につき100ワットまでごとに	1,370円67銭	50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	489円98銭	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	912円94銭
1 契約につき	66円00銭																																				
10ワットまでの 1 灯につき	171円22銭																																				
10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	295円09銭																																				
20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	542円93銭																																				
40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	790円71銭																																				
60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	1,286円31銭																																				
100ワットをこえる 1 灯につき100ワットまでごとに	1,286円31銭																																				
50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	464円81銭																																				
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	862円60銭																																				
1 契約につき	66円22銭																																				
10ワットまでの 1 灯につき	179円66銭																																				
10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	311円95銭																																				
20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	576円68銭																																				
40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	841円33銭																																				
60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	1,370円67銭																																				
100ワットをこえる 1 灯につき100ワットまでごとに	1,370円67銭																																				
50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	489円98銭																																				
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	912円94銭																																				

特定小売供給約款 新 旧 比 較 表

特定小売供給約款（2026. 4 実施）（現）			特定小売供給約款（2026. 11 実施）（新）										
	100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペア までごとに	862円60銭		100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペア までごとに	912円94銭								
16 従 量 電 灯 (1) 適 用 範 囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ 電灯または小型機器の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 4〔契約負荷設備の総容量の算定〕によって総容量を定めます。）に次の係数を乗じてえた値が 50 キロワット未満であること。 <table><tr><td>最初の50キロワットにつき</td><td>80パーセント</td></tr><tr><td>50キロワットをこえる部分につき</td><td>70パーセント</td></tr></table> ロ 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、イにより算定される値と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。 ハ 定額電灯を適用できないこと。 ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イおよびハに該当し、かつ、ロの値が50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社または当該配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 (3) 契 約 負 荷 設 備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。 (4) 料 金 料金は、その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 81,500 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 81,500 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調			最初の50キロワットにつき	80パーセント	50キロワットをこえる部分につき	70パーセント	16 従 量 電 灯 (1) 適 用 範 囲 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ 電灯または小型機器の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 4〔契約負荷設備の総容量の算定〕によって総容量を定めます。）に次の係数を乗じてえた値が 50 キロワット未満であること。 <table><tr><td>最初の50キロワットにつき</td><td>80パーセント</td></tr><tr><td>50キロワットをこえる部分につき</td><td>70パーセント</td></tr></table> ロ 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、イにより算定される値と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。 ハ 定額電灯を適用できないこと。 ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イおよびハに該当し、かつ、ロの値が50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社または当該配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 (3) 契 約 負 荷 設 備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。 (4) 料 金 料金は、その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 81,500 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 81,500 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調			最初の50キロワットにつき	80パーセント	50キロワットをこえる部分につき	70パーセント
最初の50キロワットにつき	80パーセント												
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント												
最初の50キロワットにつき	80パーセント												
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント												

特定小売供給約款 新 旧 比 較 表

特定小売供給約款（2026. 4 実施）（現）				特定小売供給約款（2026. 11 実施）（新）			
整) (1) ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。				整) (1) ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。			
	最 低 料 金	1 契約につき最初の10キロワット時まで	643円05銭		最 低 料 金	1 契約につき最初の10キロワット時まで	767円82銭
電 力 量 料 金		10キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	40円20銭	電 力 量 料 金		10キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	42円06銭
		120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	45円74銭			120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	47円60銭
		300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	47円72銭			300キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	49円58銭
17 臨 時 電 灯 (1) 臨 時 電 灯 A イ 適 用 範 囲 電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび200 ボルトとし、周波数は、標準周波数60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧 200 ボルトまたは交流3相3線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 ハ 料 金 料金は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって、1日につき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が81,500 円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が81,500 円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300 円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300 円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 総容量が50ボルトアンペアまでの場合 17円00銭				17 臨 時 電 灯 (1) 臨 時 電 灯 A イ 適 用 範 囲 電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。 ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび200 ボルトとし、周波数は、標準周波数60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧 200 ボルトまたは交流3相3線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。 ハ 料 金 料金は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって、1日につき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が81,500 円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が81,500 円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300 円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300 円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 総容量が50ボルトアンペアまでの場合 17円75銭			

特定小売供給約款 新 旧 比 較 表

特定小売供給約款（2026. 4 実施）（現）				特定小売供給約款（2026. 11 実施）（新）			
	総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合		34円01銭		総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合		35円49銭
	総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに		34円01銭		総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに		35円49銭
	総容量が500ボルトアンペアをこえ1 キロボルトアンペアまでの場合		340円04銭		総容量が500ボルトアンペアをこえ1 キロボルトアンペアまでの場合		354円92銭
	総容量が1 キロボルトアンペアをこえ3 キロボルトアンペアまでの場合1 キロボルトアンペアまでごとに		340円04銭		総容量が1 キロボルトアンペアをこえ3 キロボルトアンペアまでの場合1 キロボルトアンペアまでごとに		354円92銭
ニ そ の 他				ニ そ の 他			
(イ) 当社または当該配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。				(イ) 当社または当該配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。			
(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1 年未満となるときは、臨時電灯 A を適用いたします。				(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1 年未満となるときは、臨時電灯 A を適用いたします。			
(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものいたします。				(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものいたします。			
(2) 臨 時 電 灯 B				(2) 臨 時 電 灯 B			
イ 適 用 範 囲				イ 適 用 範 囲			
電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1 年未満の需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。				電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1 年未満の需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。			
(イ) 使用する電灯または小型機器について16（従量電灯）(1)イを適用した場合の値が50 キロワット未満であること。				(イ) 使用する電灯または小型機器について16（従量電灯）(1)イを適用した場合の値が50 キロワット未満であること。			
(ロ) 臨時電灯 A を適用できないこと。				(ロ) 臨時電灯 A を適用できないこと。			
ロ 料 金				ロ 料 金			
料金は、その1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が81, 500 円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が81, 500 円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79, 300 円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79, 300 円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。				料金は、その1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が81, 500 円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が81, 500 円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79, 300 円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79, 300 円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。			
最 低 料 金		1 契約につき最初の10キロワット時まで	790円09銭	最 低 料 金		1 契約につき最初の10キロワット時まで	927円35銭
電 力 量 料 金		上記をこえる1 キロワット時につき	52円49銭	電 力 量 料 金		上記をこえる1 キロワット時につき	54円53銭
ハ そ の 他				ハ そ の 他			
(イ) 当社または当該配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。				(イ) 当社または当該配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。			

特定小売供給約款 新 旧 比 較 表

特定小売供給約款（2026. 4 実施）（現）	特定小売供給約款（2026. 11 実施）（新）																				
(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Bを適用いたします。 (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯に準ずるものいたします。	(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Bを適用いたします。 (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯に準ずるものいたします。																				
18 公 衆 街 路 灯 (1) 公衆街路灯 A イ 適 用 範 囲 公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）が1キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Bを適用することがあります。 ロ 料 金 料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が81,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が81,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。 (イ) 需 要 家 料 金 需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>1 契約につき</td><td>55円00銭</td></tr></table> (ロ) 電 灯 料 金 a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>10ワットまでの1灯につき</td><td>159円79銭</td></tr><tr><td>10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき</td><td>277円50銭</td></tr><tr><td>20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき</td><td>513円01銭</td></tr><tr><td>40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき</td><td>748円50銭</td></tr></table>	1 契約につき	55円00銭	10ワットまでの1灯につき	159円79銭	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	277円50銭	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	513円01銭	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	748円50銭	18 公 衆 街 路 灯 (1) 公衆街路灯 A イ 適 用 範 囲 公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）が1キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Bを適用することがあります。 ロ 料 金 料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が81,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が81,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。 (イ) 需 要 家 料 金 需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>1 契約につき</td><td>55円28銭</td></tr></table> (ロ) 電 灯 料 金 a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>10ワットまでの1灯につき</td><td>168円23銭</td></tr><tr><td>10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき</td><td>294円36銭</td></tr><tr><td>20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき</td><td>546円76銭</td></tr><tr><td>40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき</td><td>799円12銭</td></tr></table>	1 契約につき	55円28銭	10ワットまでの1灯につき	168円23銭	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	294円36銭	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	546円76銭	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	799円12銭
1 契約につき	55円00銭																				
10ワットまでの1灯につき	159円79銭																				
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	277円50銭																				
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	513円01銭																				
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	748円50銭																				
1 契約につき	55円28銭																				
10ワットまでの1灯につき	168円23銭																				
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	294円36銭																				
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	546円76銭																				
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	799円12銭																				

特定小売供給約款 新 旧 比 較 表

特定小売供給約款（2026. 4 実施）（現）			特定小売供給約款（2026. 11 実施）（新）		
	60ワットをこえ100ワットまでの1 灯につき	1, 219円48銭		60ワットをこえ100ワットまでの1 灯につき	1, 303円84銭
	100ワットをこえる 1 灯につき100ワットまでごとに	1, 219円48銭		100ワットをこえる 1 灯につき100ワットまでごとに	1, 303円84銭
b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）を算定し、その容量につき1 ボルトアンペアを1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）を算定し、その容量につき1 ボルトアンペアを1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 (ハ) 小型機器料金 小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）に応じ1 月につき次のとおりいたします。			b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）を算定し、その容量につき1 ボルトアンペアを1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）を算定し、その容量につき1 ボルトアンペアを1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。 (ハ) 小型機器料金 小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）に応じ1 月につき次のとおりいたします。		
	50ボルトアンペアまでの1 機器につき	428円40銭		50ボルトアンペアまでの1 機器につき	453円57銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1 機器につき	802円65銭		50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1 機器につき	852円99銭
	100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペアまでごとに	802円65銭		100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペアまでごとに	852円99銭
ハ そ の 他 (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1 需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Aを適用することがあります。 (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものいたします。 (2) 公衆街路灯 B イ 適 用 範 囲 公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 使用する電灯または小型機器について 16 (従量電灯) (1) イを適用した場合の値が 50 キロワット未満であること。 (ロ) 公衆街路灯 A を適用できないこと。 ロ 料 金 料金は、その1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が 81, 500 円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整) (1) イによ			ハ そ の 他 (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1 需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Aを適用することがあります。 (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものいたします。 (2) 公衆街路灯 B イ 適 用 範 囲 公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 (イ) 使用する電灯または小型機器について 16 (従量電灯) (1) イを適用した場合の値が 50 キロワット未満であること。 (ロ) 公衆街路灯 A を適用できないこと。 ロ 料 金 料金は、その1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が 81, 500 円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整) (1) イによ		

特定小売供給約款 新 旧 比 較 表

特定小売供給約款（2026. 4 実施）（現）	特定小売供給約款（2026. 11 実施）（新）												
て算定された平均燃料価格が 81,500 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。 <table><tr><td>最 低 料 金</td><td>1 契約につき最初の10キロワット時まで</td><td>643円05銭</td></tr><tr><td>電力量料金</td><td>上記をこえる 1 キロワット時につき</td><td>40円20銭</td></tr></table> ハ そ の 他 (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて 1 需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯 B を適用することがあります。 (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯に準ずるものいたします。	最 低 料 金	1 契約につき最初の10キロワット時まで	643円05銭	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	40円20銭	て算定された平均燃料価格が 81,500 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。 <table><tr><td>最 低 料 金</td><td>1 契約につき最初の10キロワット時まで</td><td>767円82銭</td></tr><tr><td>電力量料金</td><td>上記をこえる 1 キロワット時につき</td><td>42円06銭</td></tr></table> ハ そ の 他 (イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて 1 需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯 B を適用することがあります。 (ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯に準ずるものいたします。	最 低 料 金	1 契約につき最初の10キロワット時まで	767円82銭	電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	42円06銭
最 低 料 金	1 契約につき最初の10キロワット時まで	643円05銭											
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	40円20銭											
最 低 料 金	1 契約につき最初の10キロワット時まで	767円82銭											
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	42円06銭											
19 低 圧 電 力 (1) 適 用 範 囲 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。 ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、使用する電灯または小型機器について 16（従量電灯）(1)イを適用した場合の値と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロにおける使用する電灯または小型機器について 16（従量電灯）(1)イを適用した場合の値と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社または当該配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。 (3) 契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。 (4) 契 約 電 力 イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）についてそれぞれ次の (イ) の係数を乗じてえた値の合計に (ロ) の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路にお	19 低 圧 電 力 (1) 適 用 範 囲 動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。 ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、使用する電灯または小型機器について 16（従量電灯）(1)イを適用した場合の値と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。 ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社または当該配電事業者の供給設備の状況等から当社または当該配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロにおける使用する電灯または小型機器について 16（従量電灯）(1)イを適用した場合の値と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社または当該配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。 (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数 供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。 (3) 契約負荷設備 契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。 (4) 契 約 電 力 イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）についてそれぞれ次の (イ) の係数を乗じてえた値の合計に (ロ) の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路にお												

特定小売供給約款 新 旧 比 較 表

特定小売供給約款（2026. 4 実施）（現）	特定小売供給約款（2026. 11 実施）（新）																																		
いて使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表 7（契約電力の算定方法）に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。 (イ) 契約負荷設備のうち <table><tr><td rowspan="3">最大の入力 のものから</td><td>最初の 2 台の入力につき</td><td>100パーセント</td></tr><tr><td>次の 2 台の入力につき</td><td>95パーセント</td></tr><tr><td>上記以外のものの入力につき</td><td>90パーセント</td></tr></table> (ロ) (イ)によってえた値の合計のうち <table><tr><td>最初の 6 キロワットにつき</td><td>100パーセント</td></tr><tr><td>次の14キロワットにつき</td><td>90パーセント</td></tr><tr><td>次の30キロワットにつき</td><td>80パーセント</td></tr><tr><td>50キロワットをこえる部分につき</td><td>70パーセント</td></tr></table> ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 7（契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、当社または当該配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。 (5) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 81,500 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 81,500 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 イ 基 本 料 金 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td>契約電力 1 キロワットにつき</td><td>1,393円85銭</td></tr></table>	最大の入力 のものから	最初の 2 台の入力につき	100パーセント	次の 2 台の入力につき	95パーセント	上記以外のものの入力につき	90パーセント	最初の 6 キロワットにつき	100パーセント	次の14キロワットにつき	90パーセント	次の30キロワットにつき	80パーセント	50キロワットをこえる部分につき	70パーセント	契約電力 1 キロワットにつき	1,393円85銭	いて使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表 7（契約電力の算定方法）に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。 (イ) 契約負荷設備のうち <table><tr><td rowspan="3">最大の入力 のものから</td><td>最初の 2 台の入力につき</td><td>100パーセント</td></tr><tr><td>次の 2 台の入力につき</td><td>95パーセント</td></tr><tr><td>上記以外のものの入力につき</td><td>90パーセント</td></tr></table> (ロ) (イ)によってえた値の合計のうち <table><tr><td>最初の 6 キロワットにつき</td><td>100パーセント</td></tr><tr><td>次の14キロワットにつき</td><td>90パーセント</td></tr><tr><td>次の30キロワットにつき</td><td>80パーセント</td></tr><tr><td>50キロワットをこえる部分につき</td><td>70パーセント</td></tr></table> ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 7（契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。 なお、当社または当該配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。 (5) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 81,500 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 81,500 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79,300 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 イ 基 本 料 金 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td>契約電力 1 キロワットにつき</td><td>1,521円95銭</td></tr></table>	最大の入力 のものから	最初の 2 台の入力につき	100パーセント	次の 2 台の入力につき	95パーセント	上記以外のものの入力につき	90パーセント	最初の 6 キロワットにつき	100パーセント	次の14キロワットにつき	90パーセント	次の30キロワットにつき	80パーセント	50キロワットをこえる部分につき	70パーセント	契約電力 1 キロワットにつき	1,521円95銭
最大の入力 のものから		最初の 2 台の入力につき	100パーセント																																
		次の 2 台の入力につき	95パーセント																																
	上記以外のものの入力につき	90パーセント																																	
最初の 6 キロワットにつき	100パーセント																																		
次の14キロワットにつき	90パーセント																																		
次の30キロワットにつき	80パーセント																																		
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント																																		
契約電力 1 キロワットにつき	1,393円85銭																																		
最大の入力 のものから	最初の 2 台の入力につき	100パーセント																																	
	次の 2 台の入力につき	95パーセント																																	
	上記以外のものの入力につき	90パーセント																																	
最初の 6 キロワットにつき	100パーセント																																		
次の14キロワットにつき	90パーセント																																		
次の30キロワットにつき	80パーセント																																		
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント																																		
契約電力 1 キロワットにつき	1,521円95銭																																		

特定小売供給約款 新 旧 比 較 表

特定小売供給約款（2026. 4 実施）（現）	特定小売供給約款（2026. 11 実施）（新）												
ロ 電 力 量 料 金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。 <table><tr><td></td><td>夏 季 料 金</td><td>その他季料金</td></tr><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>32円18銭</td><td>30円79銭</td></tr></table> ハ 力率割引および割増し 電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表6（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85 パーセントを上回る場合（(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を5パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、託送約款等に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90 パーセント、取り付けてないものについては80 パーセント、電熱器については100 パーセントといたします。 なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85 パーセントとみなします。 ニ そ の 他 時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85 パーセントとみなします。 (6) そ の 他 変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。		夏 季 料 金	その他季料金	1 キロワット時につき	32円18銭	30円79銭	ロ 電 力 量 料 金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。 なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。 <table><tr><td></td><td>夏 季 料 金</td><td>その他季料金</td></tr><tr><td>1 キロワット時につき</td><td>33円39銭</td><td>32円00銭</td></tr></table> ハ 力率割引および割増し 電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表6（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85 パーセントを上回る場合（(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を5パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、託送約款等に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90 パーセント、取り付けてないものについては80 パーセント、電熱器については100 パーセントといたします。 なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85 パーセントとみなします。 ニ そ の 他 時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85 パーセントとみなします。 (6) そ の 他 変圧器、発電設備等その他を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。		夏 季 料 金	その他季料金	1 キロワット時につき	33円39銭	32円00銭
	夏 季 料 金	その他季料金											
1 キロワット時につき	32円18銭	30円79銭											
	夏 季 料 金	その他季料金											
1 キロワット時につき	33円39銭	32円00銭											
20 臨 時 電 力 (1) 適 用 範 囲 動力を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。 (2) 契 約 電 力 契約電力は、低圧電力に準じて定めます。 (3) 料 金 契約電力が、5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。 イ 定額制供給の場合 料金は、次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の料金は、契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が81,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し	20 臨 時 電 力 (1) 適 用 範 囲 動力を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。 (2) 契 約 電 力 契約電力は、低圧電力に準じて定めます。 (3) 料 金 契約電力が、5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。 イ 定額制供給の場合 料金は、次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の料金は、契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が81,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し												

特定小売供給約款 新 旧 比 較 表

特定小売供給約款（2026. 4 実施）（現）

引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が 81, 500 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1) イによって算定された離島平均燃料価格が 79, 300 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1) ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1) イによって算定された離島平均燃料価格が 79, 300 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1) ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	303円60銭
---------------------	---------

ロ 従量制供給の場合

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものいたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 81, 500 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 81, 500 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79, 300 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79, 300 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

（イ）基 本 料 金

基本料金は、1 月につき 19（低圧電力）(5)イの該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、19（低圧電力）(5)イの該当料金の半額に 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。

（ロ）電 力 量 料 金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	38円64銭	36円97銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。

（4）そ の 他

特定小売供給約款（2026. 11 実施）（新）

引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1) イによって算定された平均燃料価格が 81, 500 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1) イによって算定された離島平均燃料価格が 79, 300 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1) ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1) イによって算定された離島平均燃料価格が 79, 300 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1) ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

契約電力 1 キロワット 1 日につき	324円42銭
---------------------	---------

ロ 従量制供給の場合

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものいたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 81, 500 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 81, 500 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79, 300 円を下回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 79, 300 円を上回る場合は、別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものいたします。

（イ）基 本 料 金

基本料金は、1 月につき 19（低圧電力）(5)イの該当料金の 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、19（低圧電力）(5)イの該当料金の半額に 20 パーセントを割増ししたものを適用いたします。

（ロ）電 力 量 料 金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	40円09銭	38円42銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。

（4）そ の 他

特定小売供給約款 新 旧 比 較 表

特定小売供給約款（2026. 4 実施）（現）	特定小売供給約款（2026. 11 実施）（新）								
イ 当社または当該配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。 ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。 ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。	イ 当社または当該配電事業者は、原則として供給設備を常置いたしません。 ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。 ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。								
21 農 事 用 電 力 (1) 適 用 範 囲 農事用のかんがい排水のために、午後9時から翌日の午後1時までの時間に動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。 (2) 契 約 電 力 契約電力は、低圧電力に準じて定めます。 (3) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が81,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が81,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 イ 基 本 料 金 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td>契約電力1キロワットにつき</td><td>953円85銭</td></tr></table> ロ 電 力 量 料 金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td>1キロワット時につき</td><td>29円16銭</td></tr></table> ハ 力率割引および割増し 力率割引および割増しはいたしません。 (4) そ の 他 イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。 ロ 専用の電路を施設し、直接契約負荷設備に接続していただきます。 ハ 当社または当該配電事業者は、当社または当該配電事業者の供給設備の状況等により、(1)の使用開始時刻を変更することがあります。ただし、この場合契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。 ニ 契約使用時間以外の時間は、当社または当該配電事業者は、適当な装置または計量	契約電力1キロワットにつき	953円85銭	1キロワット時につき	29円16銭	21 農 事 用 電 力 (1) 適 用 範 囲 農事用のかんがい排水のために、午後9時から翌日の午後1時までの時間に動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。 (2) 契 約 電 力 契約電力は、低圧電力に準じて定めます。 (3) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が81,500円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が81,500円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。 イ 基 本 料 金 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。 <table><tr><td>契約電力1キロワットにつき</td><td>1,081円95銭</td></tr></table> ロ 電 力 量 料 金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。 <table><tr><td>1キロワット時につき</td><td>30円37銭</td></tr></table> ハ 力率割引および割増し 力率割引および割増しはいたしません。 (4) そ の 他 イ 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。 ロ 専用の電路を施設し、直接契約負荷設備に接続していただきます。 ハ 当社または当該配電事業者は、当社または当該配電事業者の供給設備の状況等により、(1)の使用開始時刻を変更することがあります。ただし、この場合契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。 ニ 契約使用時間以外の時間は、当社または当該配電事業者は、適当な装置または計量	契約電力1キロワットにつき	1,081円95銭	1キロワット時につき	30円37銭
契約電力1キロワットにつき	953円85銭								
1キロワット時につき	29円16銭								
契約電力1キロワットにつき	1,081円95銭								
1キロワット時につき	30円37銭								

特定小売供給約款 新 旧 比 較 表

特定小売供給約款（2026. 4 実施）（現）	特定小売供給約款（2026. 11 実施）（新）
器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。 ホ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。	器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。 ホ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

特定小売供給約款 新 旧 比 較 表

特定小売供給約款（2026. 4 実施）（現）	特定小売供給約款（2026. 11 実施）（新）
IV 料金の算定および支払い 22 料金の適用開始の時期 料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。	IV 料金の算定および支払い 22 料金の適用開始の時期 料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。
23 検 針 日 検針日は、次により、当社または当該配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。 (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社または当該配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに当社または当該配電事業者が行ないます。 (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。 (3) 当社または当該配電事業者は、やむを得ない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。 (4) 当社または当該配電事業者は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。 なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。 イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合 ロ その他特別の事情がある場合 (5) (4)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。 (6) (4)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。	23 検 針 日 検針日は、次により、当社または当該配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。 (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社または当該配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに当社または当該配電事業者が行ないます。 (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。 (3) 当社または当該配電事業者は、やむを得ない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。 (4) 当社または当該配電事業者は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。 なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめお客さまの承諾をえるものといたします。 イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合 ロ その他特別の事情がある場合 (5) (4)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。 (6) (4)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。
24 料金の算定期間 (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。 (2) 定額制供給の場合または 25（使用電力量の計量）(7)の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。	24 料金の算定期間 (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。 (2) 定額制供給の場合または 25（使用電力量の計量）(7)の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。
25 使用電力量の計量 (1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに(5)および(6)の場合を除き、検針日における電力量計の読	25 使用電力量の計量 (1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに(5)および(6)の場合を除き、検針日における電力量計の読

特定小売供給約款 新 旧 比 較 表

特定小売供給約款（2026. 4 実施）（現）	特定小売供給約款（2026. 11 実施）（新）
み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。 イ 23（検針日）(2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次の検針の結果の1月平均値(月数による平均値といたします。)によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。 なお、託送約款等に定める記録型計量器で計量する場合で、計量値を確認できるときは、その値により、精算いたします。 ロ 23（検針日）(5)の場合、需給開始の日から次の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。 なお、託送約款等に定める記録型計量器で計量する場合で、計量値を確認できるときは、その値によります。 ハ 23（検針日）(6)の場合の使用電力量は、原則として前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。 なお、託送約款等に定める記録型計量器で計量する場合で、計量値を確認できるときは、その値により、精算いたします。 (2) 計量器の読みは、次によります。 イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。 ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、託送約款等に定める記録型計量器により計量する場合は、最小位までといたします。 ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。 (3) 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。 (4) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。 (5) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、(6)の場合を除き、取付けおよび取外した電力量計ごとに(1)または(9)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。 (6) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。 (7) 従量制供給のお客さまについて、検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。 (8) 記録型計量器により計量する場合は、記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。	み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。 イ 23（検針日）(2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次の検針の結果の1月平均値(月数による平均値といたします。)によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。 なお、託送約款等に定める記録型計量器で計量する場合で、計量値を確認できるときは、その値により、精算いたします。 ロ 23（検針日）(5)の場合、需給開始の日から次の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。 なお、託送約款等に定める記録型計量器で計量する場合で、計量値を確認できるときは、その値によります。 ハ 23（検針日）(6)の場合の使用電力量は、原則として前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。 なお、託送約款等に定める記録型計量器で計量する場合で、計量値を確認できるときは、その値により、精算いたします。 (2) 計量器の読みは、次によります。 イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。 ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、託送約款等に定める記録型計量器により計量する場合は、最小位までといたします。 ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。 (3) 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。 (4) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。 (5) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、(6)の場合を除き、取付けおよび取外した電力量計ごとに(1)または(9)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。 (6) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。 (7) 従量制供給のお客さまについて、検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって定めます。 (8) 記録型計量器により計量する場合は、記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。

特定小売供給約款 新 旧 比 較 表	
特定小売供給約款（2026. 4 実施）（現）	特定小売供給約款（2026. 11 実施）（新）
(9) (1)にかかわらず，使用電力量は託送約款等に定める接続供給電力量（原則として，30 分ごとに計量されるものといたします。）とすることがあります。この場合，料金の算定期間の使用電力量は，(1)イ，ロ，ハおよび(6)の場合を除き，30 分ごとの使用電力量を，料金の算定期間（ただし，需給契約が消滅した場合は，原則として直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。	(9) (1)にかかわらず，使用電力量は託送約款等に定める接続供給電力量（原則として，30 分ごとに計量されるものといたします。）とすることがあります。この場合，料金の算定期間の使用電力量は，(1)イ，ロ，ハおよび(6)の場合を除き，30 分ごとの使用電力量を，料金の算定期間（ただし，需給契約が消滅した場合は，原則として直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値といたします。
26 料 金 の 算 定 (1) 料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。 イ 電気の供給を開始し，再開し，もしくは停止し，または需給契約が消滅した場合 ロ 契約種別，契約負荷設備，契約電力，供給電圧，力率等を変更したことにより，料金に変更があった場合 ハ 24（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，5 日を上回り，または下回るとき。 (2) 料金は，需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。	26 料 金 の 算 定 (1) 料金は，次の場合を除き，料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。 イ 電気の供給を開始し，再開し，もしくは停止し，または需給契約が消滅した場合 ロ 契約種別，契約負荷設備，契約電力，供給電圧，力率等を変更したことにより，料金に変更があった場合 ハ 24（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し，5 日を上回り，または下回るとき。 (2) 料金は，需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。
27 日 割 計 算 (1) 当社は，26（料金の算定）(1)イ，ロまたはハの場合は，次により料金を算定いたします。 イ 基本料金，最低料金，定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は，別表 8（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 ロ 電力量料金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 8（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし，従量電灯，臨時電灯 B および公衆街路灯 B の料金適用上の電力量区分については，別表 8（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。 ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 8（日割計算の基本算式）(1)ニにより算定いたします。 ニ イ，ロおよびハによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。 (2) 26（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および再開日を含み，停止日および消滅日を除きます。 また，26（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。 (3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は，その前後の力率にもとづいて，別表 8（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 (4) 当社は，日割計算をする場合には，必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。	27 日 割 計 算 (1) 当社は，26（料金の算定）(1)イ，ロまたはハの場合は，次により料金を算定いたします。 イ 基本料金，最低料金，定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は，別表 8（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 ロ 電力量料金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 8（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし，従量電灯，臨時電灯 B および公衆街路灯 B の料金適用上の電力量区分については，別表 8（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。 ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 8（日割計算の基本算式）(1)ニにより算定いたします。 ニ イ，ロおよびハによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。 (2) 26（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および再開日を含み，停止日および消滅日を除きます。 また，26（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。 (3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は，その前後の力率にもとづいて，別表 8（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。 (4) 当社は，日割計算をする場合には，必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。
28 料金の支払義務および支払期日 (1) お客様の料金の支払義務は，次の日に発生いたします。 イ 従量制供給の場合は，検針日といたします。ただし，23（検針日）(5)の場合の料金または 25（使用電力量の計量）(1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし，また，25（使用電力量の計量）(6)の場合は，料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。 なお，25（使用電力量の計量）(7)の場合は，そのお客様の属する検針区域の検針	28 料金の支払義務および支払期日 (1) お客様の料金の支払義務は，次の日に発生いたします。 イ 従量制供給の場合は，検針日といたします。ただし，23（検針日）(5)の場合の料金または 25（使用電力量の計量）(1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし，また，25（使用電力量の計量）(6)の場合は，料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。 なお，25（使用電力量の計量）(7)の場合は，そのお客様の属する検針区域の検針

特定小売供給約款 新 旧 比 較 表

特定小売供給約款（2026. 4 実施）（現）	特定小売供給約款（2026. 11 実施）（新）
日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。 ロ 定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の場合は、契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。 ハ 29（料金その他の支払方法）（6）の場合は、当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。 ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、当社が計量値の確認を行なった日または当社が当該配電事業者から検針の結果を受領した日といたします。 （2）お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。 （3）支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。ただし、当社または当該配電事業者が検針の基準となる日に先だつて実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合は、検針の基準となる日の翌日から起算して 30 日目といたします。 なお、支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。 （4）公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、（3）にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。	日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。 ロ 定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の場合は、契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。 ハ 29（料金その他の支払方法）（6）の場合は、当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。 ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、当社が計量値の確認を行なった日または当社が当該配電事業者から検針の結果を受領した日といたします。 （2）お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。 （3）支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。ただし、当社または当該配電事業者が検針の基準となる日に先だつて実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合は、検針の基準となる日の翌日から起算して 30 日目といたします。 なお、支払期日が日曜日または銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。 （4）公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、（3）にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。
29 料金その他の支払方法 （1）料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。 なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。 イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。 ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 ニ 当社が請求情報および支払方法を電磁的方法（お客さまに携帯電話番号へショートメッセージを送信する方法等）を用いてお客さまに通知し、お客さまが通知された支払方法によって料金を支払われる場合は、当社が指定した方法によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 （2）お客さまが料金を（1）イ、ロ、ハまたはニにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 イ （1）イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。	29 料金その他の支払方法 （1）料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。 なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。 イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。 ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 ニ 当社が請求情報および支払方法を電磁的方法（お客さまに携帯電話番号へショートメッセージを送信する方法等）を用いてお客さまに通知し、お客さまが通知された支払方法によって料金を支払われる場合は、当社が指定した方法によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。 （2）お客さまが料金を（1）イ、ロ、ハまたはニにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 イ （1）イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

特定小売供給約款 新 旧 比 較 表

特定小売供給約款（2026. 4 実施）（現）	特定小売供給約款（2026. 11 実施）（新）
ロ（1）ロにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。 ハ（1）ハにより支払われる場合は、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。 ニ（1）ニにより支払われる場合は、お客さまが当社の通知した支払方法による支払い手続きを完了したとき。 (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法人（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社等が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。 (5) 23（検針日）(5)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。 (6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。 (7) 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。 なお、当社は、前受金について利息を付しません。 (8) 臨時電灯および臨時電力については、当社は、従量制供給の場合は予納金を、定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には、これらは使用に先だって支払っていただきます。 なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。 また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。	ロ（1）ロにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。 ハ（1）ハにより支払われる場合は、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。 ニ（1）ニにより支払われる場合は、お客さまが当社の通知した支払方法による支払い手続きを完了したとき。 (3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社または弁護士法人（以下「債権回収会社等」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社等が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社等が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。 (4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。 (5) 23（検針日）(5)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。 (6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。 (7) 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。 なお、当社は、前受金について利息を付しません。 (8) 臨時電灯および臨時電力については、当社は、従量制供給の場合は予納金を、定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には、これらは使用に先だって支払っていただきます。 なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。 また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。
30 延 滞 利 息 (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、(2)の場合を除き、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を29（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。 (2) 46（需給契約の廃止）(2)または48（解約等）によって需給契約が消滅した場合または需給契約を解約した場合は、消滅日または解約日においてお客さまが支払期日を経過してなお支払われていない料金について、支払期日の翌日から消滅日または解約日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、消滅日または解約日が支払期日の翌日から起算して10日以内である場合は、この限りではありません。 (3) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額（以下「延滞利息対象額」といいます。）に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日	30 延 滞 利 息 (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、(2)の場合を除き、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を29（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。 (2) 46（需給契約の廃止）(2)または48（解約等）によって需給契約が消滅した場合または需給契約を解約した場合は、消滅日または解約日においてお客さまが支払期日を経過してなお支払われていない料金について、支払期日の翌日から消滅日または解約日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、消滅日または解約日が支払期日の翌日から起算して10日以内である場合は、この限りではありません。 (3) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額（以下「延滞利息対象額」といいます。）に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日

特定小売供給約款 新 旧 比 較 表

特定小売供給約款（2026. 4 実施）（現）	特定小売供給約款（2026. 11 実施）（新）
当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。 なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。 (4) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金（(2)の場合は、消滅日または解約日以降に支払義務が発生する料金といたします。）とあわせて支払っていただきます。	当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。 なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。 (4) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金（(2)の場合は、消滅日または解約日以降に支払義務が発生する料金といたします。）とあわせて支払っていただきます。
31 保 証 金 (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3 月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。 イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合 ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。 （イ）他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合 （ロ）支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合 (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。 (3) 当社は、保証金の預かり期間を2 年以内で設定いたします。 なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2 年以内の預かり期間を設定いたします。 (4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、充当後の残額はお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。 (5) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。	31 保 証 金 (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3 月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。 イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合 ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。 （イ）他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合 （ロ）支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合 (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。 (3) 当社は、保証金の預かり期間を2 年以内で設定いたします。 なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2 年以内の預かり期間を設定いたします。 (4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、充当後の残額はお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。 (5) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。

特定小売供給約款 新 旧 比 較 表	
特定小売供給約款（2026. 4 実施）（現）	特定小売供給約款（2026. 11 実施）（新）
V 使用および供給	V 使用および供給
32 適正契約の保持 当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。	32 適正契約の保持 当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。
33 力 率 の 保 持 (1) 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。 (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。 なお、進相用コンデンサは、託送約款等に定めるところにより、取り付けていただきます。	33 力 率 の 保 持 (1) 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。 (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。 なお、進相用コンデンサは、託送約款等に定めるところにより、取り付けていただきます。
34 需要場所への立入りによる業務の実施 (1) 当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。 イ 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認 ロ その他この供給約款によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要な業務 (2) 当社または当該配電事業者は、36（供給の停止）(2)もしくは(3)により必要な処置を実施するため、または託送約款等に定めるところにより、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。	34 需要場所への立入りによる業務の実施 (1) 当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。 イ 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認 ロ その他この供給約款によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要な業務 (2) 当社または当該配電事業者は、36（供給の停止）(2)もしくは(3)により必要な処置を実施するため、または託送約款等に定めるところにより、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。 なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。
35 電気の使用にともなうお客さまの協力 (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社、当該配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、当社または当該配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。 イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合 ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合 ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合	35 電気の使用にともなうお客さまの協力 (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社、当該配電事業者もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、お客さまの負担で、託送約款等に定めるところにより、当社または当該配電事業者が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。 イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合 ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合 ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

特定小売供給約款 新 旧 比 較 表

特定小売供給約款（2026. 4 実施）（現）	特定小売供給約款（2026. 11 実施）（新）
ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合 ホ その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合 (2) お客様が発電設備等を当社または当該配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は，(1)に準ずるものといたします。また，この場合は，法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。），その他の法令等にしたいがい，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。	ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合 ホ その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合 (2) お客様が発電設備等を当社または当該配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は，(1)に準ずるものといたします。また，この場合は，法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。），その他の法令等にしたいがい，当社または当該配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。
36 供給の停止 (1) 託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者は，電気の供給を停止することがあります。 (2) お客様が次のいずれかに該当する場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客様について電気の供給を停止することがあります。 なお，この場合には，供給停止の5日前までに予告いたします。 イ お客様が料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ロ お客様が他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，違約金，工事費負担金その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合 (3) お客様が次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客様について電気の供給を停止することがあります。 イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合 ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合 ハ 公衆街路灯または農事用電力の場合で，契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。 ニ 低圧電力の場合で，電灯または小型機器を使用されたとき。 ホ 農事用電力の場合で，契約使用時間以外の時間に電気を使用されたとき。 へ 34（需要場所への立入りによる業務の実施）(1)に反して，当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合 ト お客様がその他この供給約款に反した場合	36 供給の停止 (1) 託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者は，電気の供給を停止することがあります。 (2) お客様が次のいずれかに該当する場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客様について電気の供給を停止することがあります。 なお，この場合には，供給停止の5日前までに予告いたします。 イ お客様が料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ロ お客様が他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合 ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息，保証金，違約金，工事費負担金その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合 (3) お客様が次のいずれかに該当し，当社がその旨を警告しても改めない場合には，当社または当社の求めに応じた当該配電事業者は，そのお客様について電気の供給を停止することがあります。 イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合 ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合 ハ 公衆街路灯または農事用電力の場合で，契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。 ニ 低圧電力の場合で，電灯または小型機器を使用されたとき。 ホ 農事用電力の場合で，契約使用時間以外の時間に電気を使用されたとき。 へ 34（需要場所への立入りによる業務の実施）(1)に反して，当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合 ト お客様がその他この供給約款に反した場合
37 供給停止の解除 36（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合で，お客様がその理由となった事実を解消し，かつ，その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには，託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者は，すみやかに電気の供給を再開いたします。	37 供給停止の解除 36（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合で，お客様がその理由となった事実を解消し，かつ，その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには，託送約款等に定めるところにより，当社または当該配電事業者は，すみやかに電気の供給を再開いたします。
38 供給停止期間中の料金 36（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合の月額料金を27（日割計算）により日割計算をして，料金を算定いたします。ただし，定額電灯，従量電灯および公衆	38 供給停止期間中の料金 36（供給の停止）によって当社または当該配電事業者が電気の供給を停止した場合には，その停止期間中については，まったく電気を使用しない場合の月額料金を27（日割計算）により日割計算をして，料金を算定いたします。ただし，定額電灯，従量電灯および公衆

特定小売供給約款 新 旧 比 較 表

特定小売供給約款（2026. 4 実施）（現）	特定小売供給約款（2026. 11 実施）（新）
街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。	街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。
39 違 約 金 (1) お客さまが 36（供給の停止）(3) イからホまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。 (2) (1) の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。 (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で当社が決定した期間といたします。	39 違 約 金 (1) お客さまが 36（供給の停止）(3) イからホまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。 (2) (1) の免れた金額は、この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。 (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で当社が決定した期間といたします。
40 供給の中止または使用の制限もしくは中止 託送約款等に定めるところにより、当社または当該配電事業者は、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。	40 供給の中止または使用の制限もしくは中止 託送約款等に定めるところにより、当社または当該配電事業者は、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
41 制限または中止の料金割引 (1) 当社は、40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって、定額電灯、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。 イ 割 引 の 対 象 定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金、その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし、従量電灯の場合は最低料金および最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金といたします。）といたします。ただし、26（料金の算定）(1) イ、ロまたはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される 1 月の金額といたします。 ロ 割 引 率 1 月中の制限し、または中止した延べ日数 1 日ごとに 4 パーセントといたします。 ハ 制限または中止延べ日数の計算 延べ日数は、1 日のうち延べ 1 時間以上制限し、または中止した日を 1 日として計算いたします。 (2) (1) による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社または当該配電事業者がお客さまに 3 日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1 月につき 1 日を限って計算に入れません。この場合の 1 月につき 1 日とは、料金の算定期間の 1 暦日における 1 回の工事による制限または中止の時間といたします。 (3) 臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。ただし、農事用電力の割引対象時間は、その契約使用時間といたします。	41 制限または中止の料金割引 (1) 当社は、40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって、定額電灯、従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。 イ 割 引 の 対 象 定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金、その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし、従量電灯の場合は最低料金および最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金といたします。）といたします。ただし、26（料金の算定）(1) イ、ロまたはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される 1 月の金額といたします。 ロ 割 引 率 1 月中の制限し、または中止した延べ日数 1 日ごとに 4 パーセントといたします。 ハ 制限または中止延べ日数の計算 延べ日数は、1 日のうち延べ 1 時間以上制限し、または中止した日を 1 日として計算いたします。 (2) (1) による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社または当該配電事業者がお客さまに 3 日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1 月につき 1 日を限って計算に入れません。この場合の 1 月につき 1 日とは、料金の算定期間の 1 暦日における 1 回の工事による制限または中止の時間といたします。 (3) 臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。ただし、農事用電力の割引対象時間は、その契約使用時間といたします。
42 損害賠償の免責 (1) 40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いま	42 損害賠償の免責 (1) 40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いま

特定小売供給約款 新 旧 比 較 表

特定小売供給約款（2026. 4 実施）（現）	特定小売供給約款（2026. 11 実施）（新）
せん。 (2) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 48（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。	せん。 (2) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 48（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。 (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
43 設 備 の 賠 償 (1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。 イ 修理可能の場合 修理費 ロ 亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額 (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。	43 設 備 の 賠 償 (1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。 イ 修理可能の場合 修理費 ロ 亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額 (2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が当該配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

特定小売供給約款 新 旧 比 較 表

特定小売供給約款（2026. 4 実施）（現）	特定小売供給約款（2026. 11 実施）（新）
VI 契約の変更および終了	VI 契約の変更および終了
44 需給契約の変更 お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。	44 需給契約の変更 お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。
45 名 義 の 変 更 相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。	45 名 義 の 変 更 相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。
46 需給契約の廃止 (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。 当社または当該配電事業者は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。 (2) 需給契約は、48（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。 イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。 ロ 当社または当該配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。	46 需給契約の廃止 (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとされる場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。 当社または当該配電事業者は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。 (2) 需給契約は、48（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。 イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。 ロ 当社または当該配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。
47 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算 お客さま（定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯および臨時電力のお客さまを除きます。）が、契約電力を新たに設定し、または増加された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、当社または当該配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。 (1) 契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合 イ 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 ロ 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について、次の金額を申し受けます。 (イ) 当社託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額 (ロ) 当該配電事業者から配電託送約款等に定めるところにより、当社が工事費の精算に係る請求を受けた場合はその金額	47 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算 お客さま（定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯および臨時電力のお客さまを除きます。）が、契約電力を新たに設定し、または増加された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、当社または当該配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。 (1) 契約電力を新たに設定された日以降１年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合 イ 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 ロ 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について、次の金額を申し受けます。 (イ) 当社託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額 (ロ) 当該配電事業者から配電託送約款等に定めるところにより、当社が工事費の精算に係る請求を受けた場合はその金額

特定小売供給約款 新 旧 比 較 表

特定小売供給約款（2026. 4 実施）（現）	特定小売供給約款（2026. 11 実施）（新）
(2) 契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとされる場合 イ 当社は、お客さまが契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、契約電力を増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお、臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといいたします。 ロ 当社は、お客さまが契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、次の金額を申し受けます。 (i) 当社託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額 (ii) 当該配電事業者から配電託送約款等に定めるところにより、当社が工事費の精算に係る請求を受けた場合はその金額 (3) 契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合 イ 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお、臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといいたします。 ロ 当社は、供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について、(i)および(ii)の金額を申し受けます。 なお、減少にともない供給電圧を変更する場合は、お客さまが契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について、(ii)および(iii)の金額を申し受けます。 (i) 当社託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額 (ii) 当該配電事業者から配電託送約款等に定めるところにより、当社が工事費の精算に係る請求を受けた場合はその金額 (iii) 当社託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と新たに設定されたことにともない既に申し受けた工事費負担金との差額 (4) 契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合 イ 当社は、お客さまが契約電力を増加された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分（減少される日以降の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお、臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分（減少後の契約電力が増加前の契約電力を下回る場合は、増加前の契約電力を上回る契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといいたします。 ロ 当社は、供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について、(i)および(ii)の金額	(2) 契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとされる場合 イ 当社は、お客さまが契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、契約電力を増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお、臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといいたします。 ロ 当社は、お客さまが契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、次の金額を申し受けます。 (i) 当社託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額 (ii) 当該配電事業者から配電託送約款等に定めるところにより、当社が工事費の精算に係る請求を受けた場合はその金額 (3) 契約電力を新たに設定された日以降 1 年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合 イ 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分につきさかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお、臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといいたします。 ロ 当社は、供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について、(i)および(ii)の金額を申し受けます。 なお、減少にともない供給電圧を変更する場合は、お客さまが契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について、(ii)および(iii)の金額を申し受けます。 (i) 当社託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額 (ii) 当該配電事業者から配電託送約款等に定めるところにより、当社が工事費の精算に係る請求を受けた場合はその金額 (iii) 当社託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と新たに設定されたことにともない既に申し受けた工事費負担金との差額 (4) 契約電力を増加された日以降 1 年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合 イ 当社は、お客さまが契約電力を増加された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分（減少される日以降の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。 なお、臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約電力を上回る契約電力分（減少後の契約電力が増加前の契約電力を下回る場合は、増加前の契約電力を上回る契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといいたします。 ロ 当社は、供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について、(i)および(ii)の金額

特定小売供給約款 新 旧 比 較 表	
特定小売供給約款（2026. 4 実施）（現）	特定小売供給約款（2026. 11 実施）（新）
を申し受けます。 なお，減少にともない供給電圧を変更する場合は，お客さまが契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について(㍑)および(㍠)の金額を申し受けます。 (イ) 当社託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額 (㍑) 当該配電事業者から配電託送約款等に定めるところにより，当社が工事費の精算に係る請求を受けた場合はその金額 (㍠) 当社託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と増加にともない既に申し受けた工事費負担金との差額	を申し受けます。 なお，減少にともない供給電圧を変更する場合は，お客さまが契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について(㍑)および(㍠)の金額を申し受けます。 (イ) 当社託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額 (㍑) 当該配電事業者から配電託送約款等に定めるところにより，当社が工事費の精算に係る請求を受けた場合はその金額 (㍠) 当社託送約款等に定めるところにより臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と増加にともない既に申し受けた工事費負担金との差額
48 解 約 等 (1) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には，当社は，需給契約を解約することがあります。 なお，この場合には，その旨をお客さまにお知らせいたします。 (2) お客さまが，46（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで，その需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。	48 解 約 等 (1) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社または当該配電事業者の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には，当社は，需給契約を解約することがあります。 なお，この場合には，その旨をお客さまにお知らせいたします。 (2) お客さまが，46（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで，その需要場所から移転され，電気を使用されていないことが明らかな場合には，当社または当該配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。
49 需給契約消滅後の債権債務関係 需給契約期間中の料金その他の債権債務は，需給契約の消滅によっては消滅いたしません。	49 需給契約消滅後の債権債務関係 需給契約期間中の料金その他の債権債務は，需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

特定小売供給約款 新 旧 比 較 表

特定小売供給約款（2026. 4 実施）（現）	特定小売供給約款（2026. 11 実施）（新）
Ⅶ 供給方法，工事および工事費の負担	Ⅶ 供給方法，工事および工事費の負担
50 供給方法および工事 （1）電気の需給地点は，当社または当該配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。 （2）その他の供給方法および工事は，託送約款等に定めるところによるものといたします。	50 供給方法および工事 （1）電気の需給地点は，当社または当該配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。 （2）その他の供給方法および工事は，託送約款等に定めるところによるものといたします。
51 工事費負担金等の申受けおよび精算 （1）お客さまの需要場所が当社の供給区域に属する場合 イ 当社は，当社託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，臨時工事費，費用の実費または実費相当額等（以下「工事費負担金等」といいます。）を算定し，その金額を原則として工事着手前に申し受けます。 ロ 当社託送約款等に定めるところにより，工事費負担金等の精算を行なう場合は，すみやかに精算するものといたします。 ハ お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は，当社は，当社託送約款等に定めるところにより，要した費用の実費を申し受けます。 ニ 当社託送約款等に定めるところにより，契約者の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。 （2）お客さまの需要場所が当該配電事業者の供給区域に属する場合 イ 当社が当該配電事業者から，配電託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事費負担金等の請求を受けた場合は，当社は，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。 ロ 当社が当該配電事業者から，配電託送約款等に定めるところにより，工事完成後，工事費負担金等の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。 ハ お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で，当社が当該配電事業者から，配電託送約款等に定めるところにより，費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，その金額をお客さまから申し受けます。 ニ 配電託送約款等に定めるところにより，当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。 （3）お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は，工事費負担金に関する必要な事項について，工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。	51 工事費負担金等の申受けおよび精算 （1）お客さまの需要場所が当社の供給区域に属する場合 イ 当社は，当社託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金，臨時工事費，費用の実費または実費相当額等（以下「工事費負担金等」といいます。）を算定し，その金額を原則として工事着手前に申し受けます。 ロ 当社託送約款等に定めるところにより，工事費負担金等の精算を行なう場合は，すみやかに精算するものといたします。 ハ お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は，当社は，当社託送約款等に定めるところにより，要した費用の実費を申し受けます。 ニ 当社託送約款等に定めるところにより，契約者の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。 （2）お客さまの需要場所が当該配電事業者の供給区域に属する場合 イ 当社が当該配電事業者から，配電託送約款等に定めるところにより，お客さまへの電気の供給にともなう工事費負担金等の請求を受けた場合は，当社は，その金額を原則として工事着手前にお客さまから申し受けます。 ロ 当社が当該配電事業者から，配電託送約款等に定めるところにより，工事完成後，工事費負担金等の精算を受けた場合は，当社は，工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。 ハ お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で，当社が当該配電事業者から，配電託送約款等に定めるところにより，費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは，当社は，その金額をお客さまから申し受けます。 ニ 配電託送約款等に定めるところにより，当社の負担で施設し，または取り付けることとされている設備等については，原則として，お客さまの所有とし，お客さまの負担で施設し，または取り付けていただきます。 （3）お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は，工事費負担金に関する必要な事項について，工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。

特定小売供給約款 新 旧 比 較 表	
特定小売供給約款（2026. 4 実施）（現）	特定小売供給約款（2026. 11 実施）（新）
VIII 保 安	VIII 保 安
52 保 安 の 責 任 当社または当該配電事業者は、託送約款等に定めるところにより、需給地点に至るまでの供給設備（当社または当該配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物について、保安の責任を負います。	52 保 安 の 責 任 当社または当該配電事業者は、託送約款等に定めるところにより、需給地点に至るまでの供給設備（当社または当該配電事業者が所有権を有さない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物について、保安の責任を負います。
53 調 査 当社または当該配電事業者は、法令および託送約款等に定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。	53 調 査 当社または当該配電事業者は、法令および託送約款等に定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。
54 調査に対するお客さまの協力 (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社、当該配電事業者または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。 (2) 託送約款等に定めるところにより、当社または当該配電事業者が、53（調査）により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。	54 調査に対するお客さまの協力 (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社、当該配電事業者または経済産業大臣の登録を受けた調査機関に通知していただきます。 (2) 託送約款等に定めるところにより、当社または当該配電事業者が、53（調査）により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。
55 保安に対するお客さまの協力 (1) 託送約款等に定めるところにより、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社または当該配電事業者に通知していただきます。この場合には、当社または当該配電事業者は、ただちに適切な処置をいたします。 イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合 ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社または当該配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合 (2) お客さまが当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社または当該配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。	55 保安に対するお客さまの協力 (1) 託送約款等に定めるところにより、次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社または当該配電事業者に通知していただきます。この場合には、当社または当該配電事業者は、ただちに適切な処置をいたします。 イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社または当該配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合 ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社または当該配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合 (2) お客さまが当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備等を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社または当該配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社または当該配電事業者に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社または当該配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。
56 自家用電気工作物 お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については、この供給約款のうち次のものは、適用いたしません。 (1) 53（調査） (2) 54（調査に対するお客さまの協力）	56 自家用電気工作物 お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については、この供給約款のうち次のものは、適用いたしません。 (1) 53（調査） (2) 54（調査に対するお客さまの協力）

特定小売供給約款 新 旧 比 較 表

特定小売供給約款（2026. 4 実施）（現）	特定小売供給約款（2026. 11 実施）（新）				
附 則	附 則				
1 この供給約款の実施期日 この供給約款は、令和8年4月1日から実施いたします。	1 この供給約款の実施期日 この供給約款は、令和8年11月1日から実施いたします。				
2 ちゅらクック割引（電化厨房住宅契約）についての特別措置 (1) 適用範囲 従量電灯として電気の供給を受け、電磁誘導加熱調理器等の定格電圧 200 ボルトのクッキングヒーター（以下「クッキングヒーター」といいます。）を据え付けて使用する需要で、お客さまがこの特別措置の適用を希望される場合に、当分の間、適用いたします。 (2) 料金 各月の料金は、従量電灯によって料金として算定された金額からイによって算定されたちゅらクック割引額を差し引いたものいたします。ただし、従量電灯によって料金として算定された金額から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額およびイによって算定されたちゅらクック割引額を差し引いてえた金額が 16（従量電灯）（4）に定める最低料金を下回る場合は、16（従量電灯）（4）に定める最低料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額の合計といたします。 イ ちゅらクック割引額（電化厨房住宅割引額） ちゅらクック割引額は、1 月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額がハに定めるちゅらクック割引上限額を上回る場合のちゅらクック割引額は、ハに定めるちゅらクック割引上限額といたします。 $\text{ちゅらクック割引額} = \text{ロの割引対象額} \times 3 \text{ パーセント}$ ロ 割引対象額 割引対象額は、その1 月の使用電力量に 16（従量電灯）（4）によって算定された最低料金と電力量料金の合計といたします。 ハ ちゅらクック割引上限額 <table><tr><td>1 契約につき</td><td>550円00銭</td></tr></table> (3) その他 イ ちゅらクック割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社がクッキングヒーターの取付けを確認した日以降の料金について適用いたします。 ロ 当社は、クッキングヒーターの機能を確認させていただきます。この場合、当社は、当該クッキングヒーターの機能を確認するために、必要に応じてお客さまからクッキングヒーターに関する資料を提出していただきます。 ハ お客さまがクッキングヒーターを取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。 ニ お客さまが無断でクッキングヒーターを取り外された場合は、違約金を申し受けます。 なお、この場合の違約金は、39（違約金）に準じて算定するものといたします。 ホ 当社は、27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、ちゅらクック割引上限額の日割計算は、（4）（ちゅらクック割引上限額の日割計算の基本算式）によるものといたします。	1 契約につき	550円00銭	2 ちゅらクック割引（電化厨房住宅契約）についての特別措置 (1) 適用範囲 従量電灯として電気の供給を受け、電磁誘導加熱調理器等の定格電圧 200 ボルトのクッキングヒーター（以下「クッキングヒーター」といいます。）を据え付けて使用する需要で、お客さまがこの特別措置の適用を希望される場合に、当分の間、適用いたします。 (2) 料金 各月の料金は、従量電灯によって料金として算定された金額からイによって算定されたちゅらクック割引額を差し引いたものいたします。ただし、従量電灯によって料金として算定された金額から再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額およびイによって算定されたちゅらクック割引額を差し引いてえた金額が 16（従量電灯）（4）に定める最低料金を下回る場合は、16（従量電灯）（4）に定める最低料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額の合計といたします。 イ ちゅらクック割引額（電化厨房住宅割引額） ちゅらクック割引額は、1 月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額がハに定めるちゅらクック割引上限額を上回る場合のちゅらクック割引額は、ハに定めるちゅらクック割引上限額といたします。 $\text{ちゅらクック割引額} = \text{ロの割引対象額} \times 3 \text{ パーセント}$ ロ 割引対象額 割引対象額は、その1 月の使用電力量に 16（従量電灯）（4）によって算定された最低料金と電力量料金の合計といたします。 ハ ちゅらクック割引上限額 <table><tr><td>1 契約につき</td><td>550円00銭</td></tr></table> (3) その他 イ ちゅらクック割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社がクッキングヒーターの取付けを確認した日以降の料金について適用いたします。 ロ 当社は、クッキングヒーターの機能を確認させていただきます。この場合、当社は、当該クッキングヒーターの機能を確認するために、必要に応じてお客さまからクッキングヒーターに関する資料を提出していただきます。 ハ お客さまがクッキングヒーターを取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。 ニ お客さまが無断でクッキングヒーターを取り外された場合は、違約金を申し受けます。 なお、この場合の違約金は、39（違約金）に準じて算定するものといたします。 ホ 当社は、27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、ちゅらクック割引上限額の日割計算は、（4）（ちゅらクック割引上限額の日割計算の基本算式）によるものといたします。	1 契約につき	550円00銭
1 契約につき	550円00銭				
1 契約につき	550円00銭				

特定小売供給約款 新 旧 比 較 表

特定小売供給約款（2026. 4 実施）（現）	特定小売供給約款（2026. 11 実施）（新）
へ 26（料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算をするときには、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。 ト その他の事項については、従量電灯にかかわる規定を準用するものといたします。 (4) ちゅらクック割引上限額の日割計算の基本算式 イ ちゅらクック割引上限額を日割りする場合 $\text{ちゅらクック割引上限額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ ロ 26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、イの $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦 日 数}}$ といたします。	へ 26（料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算をするときには、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。 ト その他の事項については、従量電灯にかかわる規定を準用するものといたします。 (4) ちゅらクック割引上限額の日割計算の基本算式 イ ちゅらクック割引上限額を日割りする場合 $\text{ちゅらクック割引上限額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ ロ 26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、イの $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦 日 数}}$ といたします。
3 供給停止についての特別措置 次の地域については、36（供給の停止）(2)イおよびロにかかわらず、当分の間、お客さまが料金および他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに 30 日経過してなお支払われない場合に、電気の供給を停止することがあるものといたします。 うるま市勝連津堅 南城市知念字久高 本部町字瀬底（水納島） 伊 江 村 伊 平 屋 村 伊 是 名 村 渡 嘉 敷 村 座 間 味 村	3 供給停止についての特別措置 次の地域については、36（供給の停止）(2)イおよびロにかかわらず、当分の間、お客さまが料金および他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに 30 日経過してなお支払われない場合に、電気の供給を停止することがあるものといたします。 うるま市勝連津堅 南城市知念字久高 本部町字瀬底（水納島） 伊 江 村 伊 平 屋 村 伊 是 名 村 渡 嘉 敷 村 座 間 味 村
4 延滞利息についての特別措置 延滞利息は、30（延滞利息）(3)で算定した金額にかかわらず、当分の間、延滞利息対象額に 3 パーセントを乗じて算定してえた金額をこえないものといたします。	4 延滞利息についての特別措置 延滞利息は、30（延滞利息）(3)で算定した金額にかかわらず、当分の間、延滞利息対象額に 3 パーセントを乗じて算定してえた金額をこえないものといたします。
5 災害救助法が適用された場合等の特別措置 令和 7 年 4 月 1 日以降に当社の供給区域において災害が発生し、原則として災害発生日から 1 年以内に、当社の供給区域内の地域が災害救助法第 2 条第 3 項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合、または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 2 条第 1 項に定める激甚災害として指定され、当社の供給区域内の地域がその対象地域となった場合で、災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から 6 月後の月の末日までに、当該災害により被害を受けたお客さま（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域のお客さまに限ります。）の需要場所に係る需給契約についてお客さまからこの特別措置の適用の申出があるときの電気料金その他の供給条件は次のとおりといたします。 なお、当社は、お客さまからこの特別措置の適用の申出を受けた場合、必要に応じて、り災証明書等を提出していただきます。 (1) 災害により被害を受けたお客さまの料金について、災害発生日が属する月の前月の料	5 災害救助法が適用された場合等の特別措置 令和 7 年 4 月 1 日以降に当社の供給区域において災害が発生し、原則として災害発生日から 1 年以内に、当社の供給区域内の地域が災害救助法第 2 条第 3 項に定める災害発生市町村または本部所管区域市町村の区域（以下「災害救助法適用地域」といいます。）として公示された場合、または当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 2 条第 1 項に定める激甚災害として指定され、当社の供給区域内の地域がその対象地域となった場合で、災害救助法の公示日または激甚災害の指定日が属する月から 6 月後の月の末日までに、当該災害により被害を受けたお客さま（原則として災害救助法適用地域または激甚災害の対象地域のお客さまに限ります。）の需要場所に係る需給契約についてお客さまからこの特別措置の適用の申出があるときの電気料金その他の供給条件は次のとおりといたします。 なお、当社は、お客さまからこの特別措置の適用の申出を受けた場合、必要に応じて、り災証明書等を提出していただきます。 (1) 災害により被害を受けたお客さまの料金について、災害発生日が属する月の前月の料

特定小売供給約款 新 旧 比 較 表

特定小売供給約款（2026. 4 実施）（現）	特定小売供給約款（2026. 11 実施）（新）
金の支払期日（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。）および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を、それぞれ1ヵ月延長いたします。 (2) 災害により被害を受けたお客さまの需要場所において、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には、お客さまの料金を、26 (料金の算定)にかかわらず、災害発生日が属する料金計算月の次の料金計算月から6月に限り、免除いたします。 (3) 災害により被害を受けたお客さまの需要場所において、次のいずれかに該当する場合、51 (工事費負担金等の申受けおよび精算)にかかわらず、工事費負担金等の申受けについては、託送約款等によるものといたします。 イ 災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用されず、需給契約を廃止された後、お客さまが新たに当該需要場所にて災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに需給契約の申込みを行なわれた場合で、かつ、その申込みが災害により被害を受けたときの当該需要場所における契約負荷設備または契約電力をこえない場合 ロ 再建等のため、お客さまが新たに当該需要場所にて災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに臨時電灯または臨時電力の需給契約の申込みを行なわれた場合 ハ 再建等のため、お客さまが災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに引込線、計量器、その付属装置、区分装置および通信設備等の取付位置の変更の申込みを行なわれた場合で、かつ、その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一である場合 (4) 災害により被害を受けた低圧電力、臨時電力および農事用電力のお客さまの需要場所において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、26 (料金の算定)にかかわらず、災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を申し受けません。 (5) その他の事項については、本則に準ずるものといたします。	金の支払期日（支払期日が災害発生日以降となるものに限ります。）および災害発生日が属する月からその翌々月までの料金の支払期日を、それぞれ1ヵ月延長いたします。 (2) 災害により被害を受けたお客さまの需要場所において、災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用しない場合には、お客さまの料金を、26 (料金の算定)にかかわらず、災害発生日が属する料金計算月の次の料金計算月から6月に限り、免除いたします。 (3) 災害により被害を受けたお客さまの需要場所において、次のいずれかに該当する場合、51 (工事費負担金等の申受けおよび精算)にかかわらず、工事費負担金等の申受けについては、託送約款等によるものといたします。 イ 災害により被害を受けたときから引き続きまったく電気を使用されず、需給契約を廃止された後、お客さまが新たに当該需要場所にて災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに需給契約の申込みを行なわれた場合で、かつ、その申込みが災害により被害を受けたときの当該需要場所における契約負荷設備または契約電力をこえない場合 ロ 再建等のため、お客さまが新たに当該需要場所にて災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに臨時電灯または臨時電力の需給契約の申込みを行なわれた場合 ハ 再建等のため、お客さまが災害発生日が属する月の6月後の月の末日までに引込線、計量器、その付属装置、区分装置および通信設備等の取付位置の変更の申込みを行なわれた場合で、かつ、その供給方法が災害により被害を受けたときの供給方法と同一である場合 (4) 災害により被害を受けた低圧電力、臨時電力および農事用電力のお客さまの需要場所において、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となった場合、26 (料金の算定)にかかわらず、災害発生日が属する月から6月後の月の末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を申し受けません。 (5) その他の事項については、本則に準ずるものといたします。
	6 この供給約款の実施等にもなう切替措置 <u>この供給約款実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、26 (料金の算定)および27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。</u>

特定小売供給約款 新 旧 比 較 表

特定小売供給約款（2026. 4 実施）（現）	特定小売供給約款（2026. 11 実施）（新）
別 表	別 表
1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。) およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。 なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめインターネット等により、お客さまにお知らせいたします。 (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。 (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。 なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。 (i) 定額制供給の場合 a 定額電灯および公衆街路灯 A 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。 b 臨時電灯 A および臨時電力 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。 (ii) 従量制供給の場合 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯、臨時電灯 B および公衆街路灯 B のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。 なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 10 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。 ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。 (i) (ii) の場合を除き、お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進	1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。) およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。 なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめインターネット等により、お客さまにお知らせいたします。 (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。 (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。 なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。 (i) 定額制供給の場合 a 定額電灯および公衆街路灯 A 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。 b 臨時電灯 A および臨時電力 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。 (ii) 従量制供給の場合 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯、臨時電灯 B および公衆街路灯 B のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。 なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 10 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。 ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。 (i) (ii) の場合を除き、お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進

特定小売供給約款 新 旧 比 較 表

特定小売供給約款（2026. 4 実施）（現）	特定小売供給約款（2026. 11 実施）（新）
賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。 (v) 定額制供給の場合は、(i)に準ずるものといたします。この場合、(i)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(i)にいう検針日は、応当日といたします。	賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。 (v) 定額制供給の場合は、(i)に準ずるものといたします。この場合、(i)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(i)にいう検針日は、応当日といたします。
2 燃 料 費 調 整 (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格＝$A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.0065$ $\beta = 0.1632$ $\gamma = 1.1152$ なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 ロ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (i) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円を下回る場合 $\text{燃 料 費 調整単価} = (81,500 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ (v) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円を上回り、かつ、122,300 円以下の場合 $\text{燃 料 費 調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 81,500 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ (ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 122,300 円を上回る場合 平均燃料価格は、122,300 円といたします。	2 燃 料 費 調 整 (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。 平均燃料価格＝$A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ A＝各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C＝各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.0065$ $\beta = 0.1632$ $\gamma = 1.1152$ なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 ロ 燃料費調整単価 燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (i) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円を下回る場合 $\text{燃 料 費 調整単価} = (81,500 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ (v) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 81,500 円を上回り、かつ、122,300 円以下の場合 $\text{燃 料 費 調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 81,500 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$ (ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 122,300 円を上回る場合 平均燃料価格は、122,300 円といたします。

特定小売供給約款 新 旧 比 較 表

特定小売供給約款（2026. 4 実施）（現）	特定小売供給約款（2026. 11 実施）（新）																																																				
燃 料 費 調整単価 $= (122,300 \text{ 円} - 81,500 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$ ハ 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 (イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。 <table><tr><th>平均燃料価格算定期間</th><th>燃料費調整単価適用期間</th></tr><tr><td>毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間</td><td>その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間</td><td>その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間</td><td>その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間</td><td>その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間</td><td>その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間</td><td>その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間</td><td>その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間</td><td>その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間</td><td>翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間</td><td>翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間</td><td>翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）</td><td>翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間</td></tr></table> (ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間	毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間	毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間	毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間	毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間	毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間	毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間	毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間	毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間	毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間	毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間	毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間	燃 料 費 調整単価 $= (122,300 \text{ 円} - 81,500 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の基準単価}}{1,000}$ ハ 燃料費調整単価の適用 各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 (イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。 <table><tr><th>平均燃料価格算定期間</th><th>燃料費調整単価適用期間</th></tr><tr><td>毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間</td><td>その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間</td><td>その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間</td><td>その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間</td><td>その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間</td><td>その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間</td><td>その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間</td><td>その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間</td><td>その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間</td><td>翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間</td><td>翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間</td><td>翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）</td><td>翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間</td></tr></table> (ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。	平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間	毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間	毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間	毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間	毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間	毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間	毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間	毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間	毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間	毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間	毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間	毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間	毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間																																																				
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間																																																				
平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間																																																				
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の前日までの期間																																																				
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の前日までの期間																																																				

特定小売供給約款 新 旧 比 較 表

特定小売供給約款（2026. 4 実施）（現）			特定小売供給約款（2026. 11 実施）（新）																																																						
ニ 燃料費調整額 (i) 定額制供給の場合 a 定額電灯および公衆街路灯 A 燃料費調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。 b 臨時電灯 A および臨時電力 燃料費調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。 (v) 従量制供給の場合 燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯、臨時電灯 B および公衆街路灯 B のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。 なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 10 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。 (2) 基準単価 基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。 イ 定額制供給の場合 (i) 定額電灯および公衆街路灯 A 基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td rowspan="6">電 灯</td><td>10ワットまでの 1 灯につき</td><td>1円05銭9厘</td></tr><tr><td>10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき</td><td>2円11銭9厘</td></tr><tr><td>20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき</td><td>4円23銭8厘</td></tr><tr><td>40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき</td><td>6円35銭7厘</td></tr><tr><td>60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき</td><td>10円59銭5厘</td></tr><tr><td>100ワットをこえる 1 灯につき100ワットまでごとに</td><td>10円59銭5厘</td></tr><tr><td rowspan="3">小 型 機 器</td><td>50ボルトアンペアまでの 1 機器につき</td><td>3円16銭5厘</td></tr><tr><td>50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき</td><td>6円32銭9厘</td></tr><tr><td>100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペアまでごとに</td><td>6円32銭9厘</td></tr></table> (v) 臨時電灯 A 基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>総容量が50ボルトアンペアまでの場合</td><td>8銭6厘</td></tr><tr><td>総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合</td><td>17銭1厘</td></tr><tr><td>総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに</td><td>17銭1厘</td></tr></table>			電 灯	10ワットまでの 1 灯につき	1円05銭9厘	10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	2円11銭9厘	20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	4円23銭8厘	40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	6円35銭7厘	60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	10円59銭5厘	100ワットをこえる 1 灯につき100ワットまでごとに	10円59銭5厘	小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	3円16銭5厘	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	6円32銭9厘	100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペアまでごとに	6円32銭9厘	総容量が50ボルトアンペアまでの場合	8銭6厘	総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	17銭1厘	総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	17銭1厘	ニ 燃料費調整額 (i) 定額制供給の場合 a 定額電灯および公衆街路灯 A 燃料費調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。 b 臨時電灯 A および臨時電力 燃料費調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。 (v) 従量制供給の場合 燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯、臨時電灯 B および公衆街路灯 B のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価といたします。 なお、最低料金適用電力量とは、1 契約につき最初の 10 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。 (2) 基準単価 基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。 イ 定額制供給の場合 (i) 定額電灯および公衆街路灯 A 基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。 <table><tr><td rowspan="6">電 灯</td><td>10ワットまでの 1 灯につき</td><td>1円05銭9厘</td></tr><tr><td>10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき</td><td>2円11銭9厘</td></tr><tr><td>20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき</td><td>4円23銭8厘</td></tr><tr><td>40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき</td><td>6円35銭7厘</td></tr><tr><td>60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき</td><td>10円59銭5厘</td></tr><tr><td>100ワットをこえる 1 灯につき100ワットまでごとに</td><td>10円59銭5厘</td></tr><tr><td rowspan="3">小 型 機 器</td><td>50ボルトアンペアまでの 1 機器につき</td><td>3円16銭5厘</td></tr><tr><td>50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき</td><td>6円32銭9厘</td></tr><tr><td>100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペアまでごとに</td><td>6円32銭9厘</td></tr></table> (v) 臨時電灯 A 基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1 日につき次のとおりといたします。 <table><tr><td>総容量が50ボルトアンペアまでの場合</td><td>8銭6厘</td></tr><tr><td>総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合</td><td>17銭1厘</td></tr><tr><td>総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに</td><td>17銭1厘</td></tr></table>			電 灯	10ワットまでの 1 灯につき	1円05銭9厘	10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	2円11銭9厘	20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	4円23銭8厘	40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	6円35銭7厘	60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	10円59銭5厘	100ワットをこえる 1 灯につき100ワットまでごとに	10円59銭5厘	小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	3円16銭5厘	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	6円32銭9厘	100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペアまでごとに	6円32銭9厘	総容量が50ボルトアンペアまでの場合	8銭6厘	総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	17銭1厘	総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	17銭1厘
電 灯	10ワットまでの 1 灯につき	1円05銭9厘																																																							
	10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	2円11銭9厘																																																							
	20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	4円23銭8厘																																																							
	40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	6円35銭7厘																																																							
	60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	10円59銭5厘																																																							
	100ワットをこえる 1 灯につき100ワットまでごとに	10円59銭5厘																																																							
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	3円16銭5厘																																																							
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	6円32銭9厘																																																							
	100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペアまでごとに	6円32銭9厘																																																							
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	8銭6厘																																																								
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	17銭1厘																																																								
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	17銭1厘																																																								
電 灯	10ワットまでの 1 灯につき	1円05銭9厘																																																							
	10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	2円11銭9厘																																																							
	20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	4円23銭8厘																																																							
	40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	6円35銭7厘																																																							
	60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	10円59銭5厘																																																							
	100ワットをこえる 1 灯につき100ワットまでごとに	10円59銭5厘																																																							
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	3円16銭5厘																																																							
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	6円32銭9厘																																																							
	100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペアまでごとに	6円32銭9厘																																																							
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	8銭6厘																																																								
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	17銭1厘																																																								
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	17銭1厘																																																								

特定小売供給約款 新 旧 比 較 表

特定小売供給約款（2026. 4 実施）（現）			特定小売供給約款（2026. 11 実施）（新）		
	総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円70銭7厘		総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円70銭7厘
	総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円70銭7厘		総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円70銭7厘
(ハ) 臨 時 電 力 基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。			(ハ) 臨 時 電 力 基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。		
契約電力1キロワット1日につき		1円79銭5厘	契約電力1キロワット1日につき		1円79銭5厘
ロ 従量制供給の場合 (イ) 従量電灯，臨時電灯Bおよび公衆街路灯B 基準単価は、次のとおりといたします。			ロ 従量制供給の場合 (イ) 従量電灯，臨時電灯Bおよび公衆街路灯B 基準単価は、次のとおりといたします。		
最 低 料 金	1契約につき最初の10キロワット時まで	2円72銭8厘	最 低 料 金	1契約につき最初の10キロワット時まで	2円72銭8厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	27銭3厘	電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	27銭3厘
(ロ) (イ) 以外 の 場 合 基準単価は、次のとおりといたします。			(ロ) (イ) 以外 の 場 合 基準単価は、次のとおりといたします。		
1キロワット時につき		27銭3厘	1キロワット時につき		27銭3厘
(3) 燃料費調整単価等のお知らせ 当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価をインターネット等により，お客さまへお知らせいたします。			(3) 燃料費調整単価等のお知らせ 当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価をインターネット等により，お客さまへお知らせいたします。		
3 離島ユニバーサルサービス調整 (1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定 イ 離島平均燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。 なお，離島平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。 $\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$ $A = \text{各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格}$ $\alpha = 1.0000$ なお，各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格の単位は，1円とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価 離島ユニバーサルサービス調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお，離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は，1銭とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。			3 離島ユニバーサルサービス調整 (1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定 イ 離島平均燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。 なお，離島平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。 $\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$ $A = \text{各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格}$ $\alpha = 1.0000$ なお，各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格の単位は，1円とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。 ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価 離島ユニバーサルサービス調整単価は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお，離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は，1銭とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。		

特定小売供給約款 新 旧 比 較 表

特定小売供給約款（2026. 4 実施）（現）	特定小売供給約款（2026. 11 実施）（新）																																												
(イ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79, 300 円を下回る場合 離島ユニバーサルサービス調整単価＝ $(79, 300 \text{ 円} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{ の離島基準単価}}{1, 000}$ (ロ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79, 300 円を上回り、かつ、119, 000 円以下の場合 離島ユニバーサルサービス調整単価＝ $(\text{離島平均燃料価格} - 79, 300 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の離島基準単価}}{1, 000}$ (ハ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 119, 000 円を上回る場合 離島平均燃料価格は、119, 000 円といたします。 離島ユニバーサルサービス調整単価＝ $(119, 000 \text{ 円} - 79, 300 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の離島基準単価}}{1, 000}$ ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用 各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 (イ) 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。	(イ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79, 300 円を下回る場合 離島ユニバーサルサービス調整単価＝ $(79, 300 \text{ 円} - \text{離島平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{ の離島基準単価}}{1, 000}$ (ロ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 79, 300 円を上回り、かつ、119, 000 円以下の場合 離島ユニバーサルサービス調整単価＝ $(\text{離島平均燃料価格} - 79, 300 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の離島基準単価}}{1, 000}$ (ハ) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 119, 000 円を上回る場合 離島平均燃料価格は、119, 000 円といたします。 離島ユニバーサルサービス調整単価＝ $(119, 000 \text{ 円} - 79, 300 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{ の離島基準単価}}{1, 000}$ ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用 各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。 (イ) 各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。																																												
<table><tr><th>離島平均燃料価格算定期間</th><th>離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間</th></tr><tr><td>毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間</td><td>その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間</td><td>その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間</td><td>その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間</td><td>その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間</td><td>その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間</td><td>その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間</td><td>その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間</td><td>その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間</td><td>翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間</td><td>翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間</td></tr></table>	離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間	毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間	毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間	毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間	毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間	毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間	毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間	毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間	毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間	毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間	毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間	<table><tr><th>離島平均燃料価格算定期間</th><th>離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間</th></tr><tr><td>毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間</td><td>その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間</td><td>その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間</td><td>その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間</td><td>その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間</td><td>その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間</td><td>その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間</td><td>その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間</td><td>その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間</td><td>翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間</td></tr><tr><td>毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間</td><td>翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間</td></tr></table>	離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間	毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間	毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間	毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間	毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間	毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間	毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間	毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間	毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間	毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間	毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間
離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間																																												
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間																																												
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間																																												
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間																																												
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間																																												
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間																																												
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間																																												
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間																																												
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間																																												
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間																																												
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間																																												
離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間																																												
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間																																												
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間																																												
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の検針日から 8 月の検針日の前日までの期間																																												
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の検針日から 9 月の検針日の前日までの期間																																												
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の検針日から 10 月の検針日の前日までの期間																																												
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の検針日から 11 月の検針日の前日までの期間																																												
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の検針日から 12 月の検針日の前日までの期間																																												
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	その年の 12 月の検針日から翌年の 1 月の検針日の前日までの期間																																												
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の検針日から 2 月の検針日の前日までの期間																																												
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の検針日から 3 月の検針日の前日までの期間																																												

特定小売供給約款 新 旧 比 較 表

特定小売供給約款（2026. 4 実施）（現）			特定小売供給約款（2026. 11 実施）（新）		
	毎年11月 1 日から翌年の 1 月31日ま での期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の 前日までの期間		毎年11月 1 日から翌年の 1 月31日ま での期間	翌年の 3 月の検針日から 4 月の検針日の 前日までの期間
	毎年12月 1 日から翌年の 2 月28日ま での期間（翌年が閏年となる場合は、 翌年の 2 月29日までの期間）	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の 前日までの期間		毎年12月 1 日から翌年の 2 月28日ま での期間（翌年が閏年となる場合は、 翌年の 2 月29日までの期間）	翌年の 4 月の検針日から 5 月の検針日の 前日までの期間
（ロ）定額制供給の場合は、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、（イ）に準ずるものといたします。この場合、（イ）にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、（イ）にいう検針日は、応当日といたします。			（ロ）定額制供給の場合は、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、（イ）に準ずるものといたします。この場合、（イ）にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、（イ）にいう検針日は、応当日といたします。		
ニ 離島ユニバーサルサービス調整額			ニ 離島ユニバーサルサービス調整額		
（イ）定額制供給の場合			（イ）定額制供給の場合		
a 定額電灯および公衆街路灯 A			a 定額電灯および公衆街路灯 A		
離島ユニバーサルサービス調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価の合計といたします。			離島ユニバーサルサービス調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価の合計といたします。		
b 臨時電灯 A および臨時電力			b 臨時電灯 A および臨時電力		
離島ユニバーサルサービス調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。			離島ユニバーサルサービス調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。		
（ロ）従量制供給の場合			（ロ）従量制供給の場合		
離島ユニバーサルサービス調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯、臨時電灯 B および公衆街路灯 B のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。			離島ユニバーサルサービス調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯、臨時電灯 B および公衆街路灯 B のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される離島ユニバーサルサービス調整単価といたします。		
なお、最低料金適用電力量とは、 1 契約につき最初の 10 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。			なお、最低料金適用電力量とは、 1 契約につき最初の 10 キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。		
(2) 離 島 基 準 単 価			(2) 離 島 基 準 単 価		
離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1, 000 円変動した場合の値といたします。			離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1, 000 円変動した場合の値といたします。		
イ 定額制供給の場合			イ 定額制供給の場合		
（イ）定額電灯および公衆街路灯 A			（イ）定額電灯および公衆街路灯 A		
離島基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。			離島基準単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。		
電 灯	10ワットまでの 1 灯につき	10銭2厘	電 灯	10ワットまでの 1 灯につき	10銭2厘
	10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	20銭6厘		10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	20銭6厘
	20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	41銭0厘		20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	41銭0厘
	40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	61銭6厘		40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	61銭6厘
	60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	1円02銭6厘		60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	1円02銭6厘
	100ワットをこえる 1 灯につき100ワットまで ごとに	1円02銭6厘		100ワットをこえる 1 灯につき100ワットまで ごとに	1円02銭6厘
幾 小 器 型	50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	30銭6厘	幾 小 器 型	50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	30銭6厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアま での 1 機器につき	61銭3厘		50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアま での 1 機器につき	61銭3厘

特定小売供給約款 新 旧 比 較 表

特定小売供給約款（2026. 4 実施）（現）				特定小売供給約款（2026. 11 実施）（新）			
	100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100 ボルトアンペアまでごとに	61銭3厘			100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100 ボルトアンペアまでごとに	61銭3厘	
(㍑) 臨 時 電 灯 A 離島基準単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，1 日につき次のとおり といたします。				(㍑) 臨 時 電 灯 A 離島基準単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，1 日につき次のとおり といたします。			
総容量が50ボルトアンペアまでの場合		8厘		総容量が50ボルトアンペアまでの場合		8厘	
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの場合		1銭7厘		総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペア までの場合		1銭7厘	
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまで の場合100ボルトアンペアまでごとに		1銭7厘		総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまで の場合100ボルトアンペアまでごとに		1銭7厘	
総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアま での場合		16銭5厘		総容量が500ボルトアンペアをこえ 1 キロボルトアンペアま での場合		16銭5厘	
総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペ アまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに		16銭5厘		総容量が 1 キロボルトアンペアをこえ 3 キロボルトアンペ アまでの場合 1 キロボルトアンペアまでごとに		16銭5厘	
(㍒) 臨 時 電 力 離島基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの 場合の離島基準単価は，契約電力が 1 キロワットの場合の離島基準単価の半額といた します。				(㍒) 臨 時 電 力 離島基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が 0.5 キロワットの 場合の離島基準単価は，契約電力が 1 キロワットの場合の離島基準単価の半額といた します。			
契約電力 1 キロワット 1 日につき		17銭3厘		契約電力 1 キロワット 1 日につき		17銭3厘	
ロ 従量制供給の場合 (イ) 従量電灯，臨時電灯 B および公衆街路灯 B 離島基準単価は，次のとおりといたします。				ロ 従量制供給の場合 (イ) 従量電灯，臨時電灯 B および公衆街路灯 B 離島基準単価は，次のとおりといたします。			
最 低 料 金	1 契約につき最初の10キロワット時まで	26銭4厘		最 低 料 金	1 契約につき最初の10キロワット時まで	26銭4厘	
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	2銭6厘		電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	2銭6厘	
(㍑) (イ) 以外 の 場 合 離島基準単価は，次のとおりといたします。				(㍑) (イ) 以外 の 場 合 離島基準単価は，次のとおりといたします。			
1 キロワット時につき		2銭6厘		1 キロワット時につき		2銭6厘	
(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ 当社は，(1) イの各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均 原油価格および(1) ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をインタ ーネット等により，お客さまへお知らせいたします。				(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価等のお知らせ 当社は，(1) イの各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均 原油価格および(1) ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価をインタ ーネット等により，お客さまへお知らせいたします。			
4 契約負荷設備の総容量の算定 (1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は，次によって算定された値にもとづき， 契約負荷設備の総容量を算定いたします。 イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合				4 契約負荷設備の総容量の算定 (1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は，次によって算定された値にもとづき， 契約負荷設備の総容量を算定いたします。 イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合			

特定小売供給約款 新 旧 比 較 表

特定小売供給約款（2026. 4 実施）（現）

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院

1 差込口につき 50 ワット

(ロ) (イ) 以外の場合

1 差込口につき 100 ワット

(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の 1 回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。

5 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ け い 光 灯

	換 算 容 量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
高 力 率 型	管灯の定格消費電力（ワット）× 150パーセント	管灯の定格消費電力（ワット）× 125パーセント
低 力 率 型	管灯の定格消費電力（ワット）× 200パーセント	

ロ ネ オン 管 灯

2 次 電 圧 （ボルト）	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ ス リ ー ム ラ イ ン ラ ン プ

管の長さ （ミリメートル）	換 算 容 量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
999以下	40	40
1,149 〃	60	60

特定小売供給約款（2026. 11 実施）（新）

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院

1 差込口につき 50 ワット

(ロ) (イ) 以外の場合

1 差込口につき 100 ワット

(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の 1 回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。

5 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ け い 光 灯

	換 算 容 量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
高 力 率 型	管灯の定格消費電力（ワット）× 150パーセント	管灯の定格消費電力（ワット）× 125パーセント
低 力 率 型	管灯の定格消費電力（ワット）× 200パーセント	

ロ ネ オン 管 灯

2 次 電 圧 （ボルト）	換 算 容 量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ ス リ ー ム ラ イ ン ラ ン プ

管の長さ （ミリメートル）	換 算 容 量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
999以下	40	40
1,149 〃	60	60

特定小売供給約款 新 旧 比 較 表

特定小売供給約款（2026. 4 実施）（現）				特定小売供給約款（2026. 11 実施）（新）					
	1,556 ⅞	70	70		1,556 ⅞	70	70		
	1,759 ⅞	80	80		1,759 ⅞	80	80		
	2,368 ⅞	100	100		2,368 ⅞	100	100		
ニ 水 銀 灯				ニ 水 銀 灯					
出 力 （ワット）	換 算 容 量			出 力 （ワット）	換 算 容 量				
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）		入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）		
	高力率型	低力率型			高力率型	低力率型			
	40以下	60	130		50	40以下	60	130	50
	60 ⅞	80	170		70	60 ⅞	80	170	70
	80 ⅞	100	190		90	80 ⅞	100	190	90
	100 ⅞	150	200		130	100 ⅞	150	200	130
	125 ⅞	160	290		145	125 ⅞	160	290	145
	200 ⅞	250	400		230	200 ⅞	250	400	230
	250 ⅞	300	500		270	250 ⅞	300	500	270
	300 ⅞	350	550		325	300 ⅞	350	550	325
	400 ⅞	500	750		435	400 ⅞	500	750	435
	700 ⅞	800	1,200		735	700 ⅞	800	1,200	735
	1,000 ⅞	1,200	1,750		1,005	1,000 ⅞	1,200	1,750	1,005
(2) 誘 導 電 動 機				(2) 誘 導 電 動 機					
イ 単相誘導電動機				イ 単相誘導電動機					
(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率100.0 パーセントを乗じたものといたします。				(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率100.0 パーセントを乗じたものといたします。					
(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。				(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。					
出力（ワット）	換 算 容 量			出力（ワット）	換 算 容 量				
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）		入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）		
	高力率型	低力率型			高力率型	低力率型			
	35以下	—	160		出力（ワット） × 133.0 パーセント	35以下	—	160	
	45 ⅞	—	180			45 ⅞	—	180	
	65 ⅞	—	230			65 ⅞	—	230	
	100 ⅞	250	350			100 ⅞	250	350	
	200 ⅞	400	550			200 ⅞	400	550	
	400 ⅞	600	850			400 ⅞	600	850	
550 ⅞	900	1,200	550 ⅞	900		1,200			
750 ⅞	1,000	1,400	750 ⅞	1,000		1,400			

特定小売供給約款 新 旧 比 較 表

特定小売供給約款（2026. 4 実施）（現）					特定小売供給約款（2026. 11 実施）（新）																																		
ロ 3相誘導電動機					ロ 3相誘導電動機																																		
<table><tr><td colspan="5">換算容量（入力〔キロワット〕）</td></tr><tr><td colspan="2">出力（馬力）</td><td>×</td><td colspan="2">93. 3パーセント</td></tr><tr><td colspan="2">出力（キロワット）</td><td>×</td><td colspan="2">125. 0パーセント</td></tr></table>					換算容量（入力〔キロワット〕）					出力（馬力）		×	93. 3パーセント		出力（キロワット）		×	125. 0パーセント		<table><tr><td colspan="5">換算容量（入力〔キロワット〕）</td></tr><tr><td colspan="2">出力（馬力）</td><td>×</td><td colspan="2">93. 3パーセント</td></tr><tr><td colspan="2">出力（キロワット）</td><td>×</td><td colspan="2">125. 0パーセント</td></tr></table>					換算容量（入力〔キロワット〕）					出力（馬力）		×	93. 3パーセント		出力（キロワット）		×	125. 0パーセント	
換算容量（入力〔キロワット〕）																																							
出力（馬力）		×	93. 3パーセント																																				
出力（キロワット）		×	125. 0パーセント																																				
換算容量（入力〔キロワット〕）																																							
出力（馬力）		×	93. 3パーセント																																				
出力（キロワット）		×	125. 0パーセント																																				
(3) レントゲン装置 レントゲン装置の換算容量は、次によります。 なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。					(3) レントゲン装置 レントゲン装置の換算容量は、次によります。 なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。																																		
装置種別 (携帯型および移動型を含みます。)	最高定格管電圧 (キロボルトピーク)	管 電 流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)		換算容量 (入力) (キロボルトアンペア)	装置種別 (携帯型および移動型を含みます。)	最高定格管電圧 (キロボルトピーク)	管 電 流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)		換算容量 (入力) (キロボルトアンペア)																														
治療用装置				定格1次最大入力(キロボルトアンペア)の値といたします。	治療用装置				定格1次最大入力(キロボルトアンペア)の値といたします。																														
診察用装置	95キロボルトピーク以下	20 ミリアンペア以下		1	診察用装置	95キロボルトピーク以下	20 ミリアンペア以下		1																														
		20 ミリアンペア超過 30 ミリアンペア以下		1 . 5			20 ミリアンペア超過 30 ミリアンペア以下		1 . 5																														
		30	〃 50	2			30	〃 50	2																														
		50	〃 100	3			50	〃 100	3																														
		100	〃 200	4			100	〃 200	4																														
		200	〃 300	5			200	〃 300	5																														
		300	〃 500	7 . 5			300	〃 500	7 . 5																														
		500	〃 1, 000	10			500	〃 1, 000	10																														
	95キロボルトピーク超過 100キロボルトピーク以下	200 ミリアンペア以下		5		95キロボルトピーク超過 100キロボルトピーク以下	200 ミリアンペア以下		5																														
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下		6			200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下		6																														
		300	〃 500	8			300	〃 500	8																														
		500	〃 1, 000	13 . 5			500	〃 1, 000	13 . 5																														
	100キロボルトピーク超過 125キロボルトピーク以下	500 ミリアンペア以下		9 . 5		100キロボルトピーク超過 125キロボルトピーク以下	500 ミリアンペア以下		9 . 5																														
		500 ミリアンペア超過 1, 000 ミリアンペア以下		16			500 ミリアンペア超過 1, 000 ミリアンペア以下		16																														
	125キロボルトピーク超過 150キロボルトピーク以下	500 ミリアンペア以下		11		125キロボルトピーク超過 150キロボルトピーク以下	500 ミリアンペア以下		11																														
		500 ミリアンペア超過 1, 000 ミリアンペア以下		19 . 5			500 ミリアンペア超過 1, 000 ミリアンペア以下		19 . 5																														
蓄電器放電 式 診 察 用 装 置		コン デン サ 容 量	0. 75 マイクロファラッド以下		1	蓄電器放電 式 診 察 用 装 置		コン デン サ 容 量	0. 75 マイクロファラッド以下		1																												
			0. 75 マイクロファラッド超過1. 5 マイクロファラッド以下		2				0. 75 マイクロファラッド超過1. 5 マイクロファラッド以下		2																												
			1. 5	〃 3	〃 3				1. 5	〃 3	〃 3																												
(4) 電 気 溶 接 機 電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。 イ 日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合 入力（キロワット）＝ 最大定格1次入力（キロボルトアンペア） × 70 パーセント ロ イ以外の場合					(4) 電 気 溶 接 機 電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。 イ 日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合 入力（キロワット）＝ 最大定格1次入力（キロボルトアンペア） × 70 パーセント ロ イ以外の場合																																		

特定小売供給約款 新 旧 比 較 表

特定小売供給約款（2026. 4 実施）（現）	特定小売供給約款（2026. 11 実施）（新）
入力（キロワット）＝ 実測した1次入力（キロボルトアンペア） × 70 パーセント (5) そ の 他 イ (1)，(2)，(3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は，実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし，特別の事情がある場合は，定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。 ロ 動力と一体をなし，かつ，動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は，動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。 ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については，契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。	入力（キロワット）＝ 実測した1次入力（キロボルトアンペア） × 70 パーセント (5) そ の 他 イ (1)，(2)，(3)および(4)によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は，実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし，特別の事情がある場合は，定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。 ロ 動力と一体をなし，かつ，動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は，動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。 ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については，契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。
6 加重平均力率の算定 加重平均力率は，次の算式によって算定された値といたします。 加重平均力率（パーセント） $= \frac{100}{\text{パーセント}} \times \frac{\left\{ \begin{array}{l} \text{電熱器} \\ \text{総容量} \end{array} \right\}}{\text{機 器 総 容 量}} + \frac{90}{\text{パーセント}} \times \frac{\left\{ \begin{array}{l} \text{力率90パーセント} \\ \text{の機器総容量} \end{array} \right\}}{\text{機 器 総 容 量}} + \frac{80}{\text{パーセント}} \times \frac{\left\{ \begin{array}{l} \text{力率80パーセント} \\ \text{の機器総容量} \end{array} \right\}}{\text{機 器 総 容 量}}$	6 加重平均力率の算定 加重平均力率は，次の算式によって算定された値といたします。 加重平均力率（パーセント） $= \frac{100}{\text{パーセント}} \times \frac{\left\{ \begin{array}{l} \text{電熱器} \\ \text{総容量} \end{array} \right\}}{\text{機 器 総 容 量}} + \frac{90}{\text{パーセント}} \times \frac{\left\{ \begin{array}{l} \text{力率90パーセント} \\ \text{の機器総容量} \end{array} \right\}}{\text{機 器 総 容 量}} + \frac{80}{\text{パーセント}} \times \frac{\left\{ \begin{array}{l} \text{力率80パーセント} \\ \text{の機器総容量} \end{array} \right\}}{\text{機 器 総 容 量}}$
7 契約電力の算定方法 19（低圧電力）(4)ロの場合の契約電力は，次により算定いたします。ただし，契約電力を算定する場合は，力率（100 パーセントといたします。）を乗じます。 (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合 $\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times \frac{1}{1,000}$ なお，交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は，200 ボルトといたします。 (2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧 200 ボルトの場合 $\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$	7 契約電力の算定方法 19（低圧電力）(4)ロの場合の契約電力は，次により算定いたします。ただし，契約電力を算定する場合は，力率（100 パーセントといたします。）を乗じます。 (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合 $\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times \frac{1}{1,000}$ なお，交流単相3線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は，200 ボルトといたします。 (2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧 200 ボルトの場合 $\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$
8 日割計算の基本算式 (1) 日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。 イ 基本料金，最低料金，定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合 $1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ ただし，26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は， $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は， } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦 日 数}}$といたします。 ロ 従量電灯，臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bの料金適用上の電力量区分を日割りする場合	8 日割計算の基本算式 (1) 日割計算の基本算式は，次のとおりといたします。 イ 基本料金，最低料金，定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合 $1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ ただし，26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は， $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は， } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦 日 数}}$といたします。 ロ 従量電灯，臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bの料金適用上の電力量区分を日割りする場合

特定小売供給約款 新 旧 比 較 表

特定小売供給約款（2026. 4 実施）（現）	特定小売供給約款（2026. 11 実施）（新）
(イ) 従 量 電 灯 最低料金適用電力量＝10 キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。 第 1 段階料金適用電力量＝110 キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお、第 1 段階料金適用電力量とは、10 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 第 2 段階料金適用電力量＝180 キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 (ロ) 臨時電灯 B および公衆街路灯 B 最低料金適用電力量＝10 キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。 (ハ) (イ) または (ロ) によって算定された最低料金適用電力量，第 1 段階料金適用電力量および第 2 段階料金適用電力量の単位は， 1 キロワット時とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (ニ) 26（料金の算定）(1) ハに該当する場合は，(イ) および (ロ) の $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は， $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦 日 数}}$ といたします。 ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合 (イ) 26（料金の算定）(1) イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ロ) 26（料金の算定）(1) ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また，低圧電力および臨時電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて，料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数（停止期間中の日数を除きます。）に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。 ニ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合 (イ) 26（料金の算定）(1) イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ロ) 26（料金の算定）(1) ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。 (2) 電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の (1) イおよびロにいう検針期	(イ) 従 量 電 灯 最低料金適用電力量＝10 キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。 第 1 段階料金適用電力量＝110 キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお、第 1 段階料金適用電力量とは、10 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 第 2 段階料金適用電力量＝180 キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。 (ロ) 臨時電灯 B および公衆街路灯 B 最低料金適用電力量＝10 キロワット時 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。 (ハ) (イ) または (ロ) によって算定された最低料金適用電力量，第 1 段階料金適用電力量および第 2 段階料金適用電力量の単位は， 1 キロワット時とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。 (ニ) 26（料金の算定）(1) ハに該当する場合は，(イ) および (ロ) の $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は， $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦 日 数}}$ といたします。 ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合 (イ) 26（料金の算定）(1) イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ロ) 26（料金の算定）(1) ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また，低圧電力および臨時電力（従量制供給のものに限ります。）のお客さまにおいて，料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は，料金の計算上区分すべき期間の日数（停止期間中の日数を除きます。）に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。 ニ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合 (イ) 26（料金の算定）(1) イまたはハの場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。 (ロ) 26（料金の算定）(1) ロの場合 料金の算定期間の使用電力量を，料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし，計量値を確認する場合は，その値によります。 (2) 電気の供給を開始し，または需給契約が消滅した場合の (1) イおよびロにいう検針期

特定小売供給約款 新 旧 比 較 表

特定小売供給約款（2026. 4 実施）（現）	特定小売供給約款（2026. 11 実施）（新）
間の日数は、次のとおりといたします。 イ 電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。 ロ 需給契約が消滅した場合 消滅日の直前の検針日から、当社が次の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。 (3) 定額制供給の場合または 25（使用電力量の計量）(7) の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。 (4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。 イ 電気の供給を開始した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 ロ 需給契約が消滅した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 (5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。	間の日数は、次のとおりといたします。 イ 電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。 ロ 需給契約が消滅した場合 消滅日の直前の検針日から、当社が次の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。 (3) 定額制供給の場合または 25（使用電力量の計量）(7) の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。 (4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。 イ 電気の供給を開始した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 ロ 需給契約が消滅した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。 (5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

3 みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則様式第19から第22までにより作成した書類

様式第19（第22条第2項関係）

特殊変動額総括表

（単位：千円）

	項 目	変 動 金 額	備 考
初年度	送配電関連費		
	配電関連費		
	原子力廃止関連仮勘定償却		
	他社購入電源費		
	他社販売電源料		
二年度	送配電関連費		
	配電関連費		
	原子力廃止関連仮勘定償却		
	他社購入電源費		
	他社販売電源料		
三年度	送配電関連費		
	配電関連費		
	原子力廃止関連仮勘定償却		
	他社購入電源費		
	他社販売電源料		
原価算定期間計	送配電関連費	8,863,997	
	配電関連費	—	
	原子力廃止関連仮勘定償却	—	
	他社購入電源費	259,952	
	他社販売電源料	▲110,386	

原価算定期間を、令和5年4月から令和8年3月までの3年として算定した。
（記載注意）

法第17条の2第1項に規定する経済産業省令で定める期間内
において、託送供給等に係る料金が年度ごとに変動する場合にあっては、
年度ごとに作成すること。

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第19の2（第22条第3項関係）
特殊送配電非関連費明細表

(単位：千円)

項 目	固 定 費	可 変 費
原子力廃止関連仮勘定償却費	—	
他社購入電源費	97,961	161,991
他社販売電源料	▲59,827	▲50,559
合 計	38,134	111,432

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第20（第22条第5項）

特殊送配電関連費等計算表

（単位：千円）

		変 動 費
初年度	特殊送配電関連費	
	特殊配電関連費	
	特殊送配電非関連費	
二年度	特殊送配電関連費	
	特殊配電関連費	
	特殊送配電非関連費	
三年度	特殊送配電関連費	
	特殊配電関連費	
	特殊送配電非関連費	
原価算 定期間 計	特殊送配電関連費	8,863,997
	特殊配電関連費	—
	特殊送配電非関連費	35,212

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

法第17条の2第1項に規定する経済産業省令で定める期間内において、託送供給等に係る料金が年度ごとに変動する場合にあっては、年度ごとに作成すること。

様式第21（第22条第 5 項関係）
特殊原価等集計表
(単位：千円)

	変 動 費
特定需 要	8, 899, 209

注 様式第 1 の注 1 及び 2 と同様とすること。

様式第22（第22条第11項関係）

特殊変動費と料金収入の変動分の比較表

（単位：千円）

		固定費	可変費	需要家費	送配電関連費	配電関連費	合計	販売電力量 (10 ⁶ kWh)	単価 (円/kWh)	想定料金 収 入
特定需要	初 年 度									
	二 年 度									
	三 年 度									
原価算定期間計		28, 589, 439 (10, 322)	85, 106, 092 (24, 890)	3, 361, 276 (0)	59, 073, 314 (8, 863, 997)	0	176, 130, 121 (8, 899, 209)	3, 958	44. 50 (2. 25)	176, 098, 921 (8, 898, 864)

（記載注意）

- 1 特定需要の（ ）内には、特殊変動費に係る費用等を内数として記載すること。
- 2 法第17条の2第1項に規定する経済産業省令で定める期間内において、託送供給等に係る料金単価が年度ごとに変動する場合にあっては、年度ごとに作成すること。ただし、この場合においては、原価算定期間計における単価（円/kWh）の記載を省略することができる。

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。